



神奈川県児童相談所における
性的虐待調査報告書(第6回)

令和8年3月

神奈川県中央児童相談所

はじめに

今年の12月にこども性暴力防止法が施行され、教育や保育などを行う事業者に性暴力防止のための取組みが求められるようになります。社会全体で子どもを性暴力から守ろうという機運が高まっています。

神奈川県では、平成16年度から継続的に性的虐待調査を実施してきました。今回は、第6回目として、前回の調査以降となる令和4年度から令和6年度の3年間に受理した事例について調査を行いました。

今回は、二部構成とし、第一部はこれまでと同様の項目を用い、全事例を対象に実態を把握し変化を読み取ることを目的とした調査を行いました。第二部は児童心理司による支援について担当者へのアンケート調査を行い、性的虐待や性被害を受けた子どもへのケアと支援について考えるきっかけとしました。

神奈川県においては、平成18年度より司法面接のスキルを使った被害確認面接を実施する試みを始めています。そして現在では、児童相談所、警察、検察が協同して「子どもの被害を聴く」ことが当たり前に行われるようになりました。改めて、子どもの福祉という視点で何がより良い支援となるのか、関係機関に対して発信していくことが求められています。

増加する児童虐待相談への対応や子どもの権利擁護の観点から、一時保護時の司法審査や意見聴取等措置、子ども家庭ソーシャルワーカーの資格化、親子再統合支援など、児童相談所には様々な体制や専門性の強化が求められています。

性的虐待に限らず児童相談所の支援にあたっては、子どもや保護者に寄り添いながら、悩み、考え続けることが必要になります。児童相談所の職員が、今回の調査結果から今後取り組むべき課題について考え、それらが子どもやその家族の支援に少しでも役立つことを願っています。

令和8年3月

神奈川県中央児童相談所
所長 杉山 徹

目次

1 調査目的	1
2 調査方法	1
(1) 調査対象	1
(2) 調査期間	1
(3) 調査方法	1
(4) 調査設問数	1
3 第一部「実態調査」	2
(1) 調査対象と分析対象	2
(2) 子どものプロフィール	3
(3) 虐待の内容	5
(4) 発見	8
(5) 支援	10
(6) 専門的支援（被害事実確認面接等）	16
4 第二部「児童心理司による支援についてのアンケート」	18
(1) 担当児童心理司について	18
(2) 児童心理司が担当している子どものプロフィール	19
(3) 児童心理司のかかわりについて	22
(4) その他の心理支援について	25
(5) 子どもの気持ちの受け止めについて	28
(6) 児童心理司自身の気持ちについて	32
(7) 子どもの状態について	40
5 考察	42
(1) 第一部「実態調査」結果について	42
(2) 第二部「児童心理司による支援についてのアンケート」結果について	44
(3) 今後に向けて	46

資料1 第一部「実態調査」質問票

資料2 第一部「実態調査」最終項目一覧

資料3 第二部「児童心理司による支援についてのアンケート」質問票

1 調査目的

本調査は、性的虐待の早期発見、早期介入や受理後の対応に関する取組を向上させるために、性的虐待の特徴を把握し、支援する上での課題を明らかにすることを目的とする。

2 調査方法

(1) 調査対象

令和4年度から令和6年度までの3年間に神奈川県児童相談所が受理した事例のうち、かながわ児童相談所情報ネットワークシステム¹（以下、「児相システム」という）から、性的虐待・性被害の情報が検索できた事例を対象とした。具体的には、①「相談種別」が「性的虐待」の事例、②「相談内容」の「従たる虐待種別」が「性的虐待」の事例、③「虐待に関する情報」で「保護者以外の者による虐待種別」が「性的虐待」の事例、④その他、中央児童相談所の虐待対策支援課²が性被害の情報を知り得た事例、計311件を対象とした。

(2) 調査期間

担当者（児童心理司）アンケート調査：令和7年9月11日～10月17日

担当者アンケート（児童心理司）調査集計及び分析：同年10月17日～12月26日

児相システム集計及び分析：令和8年1月5日～1月30日

(3) 調査方法

対象の全311件について、虐待対策支援課が「児相システム」や課で保有する資料から情報を読み取った。また、対象事例のうち担当として児童心理司がついていたケース128件について、現在も担当者が児童相談所に勤務している106件を対象に担当者アンケート調査を実施した。担当者アンケートの回答は、95件で回収率は89.6%であった。

(4) 設問数

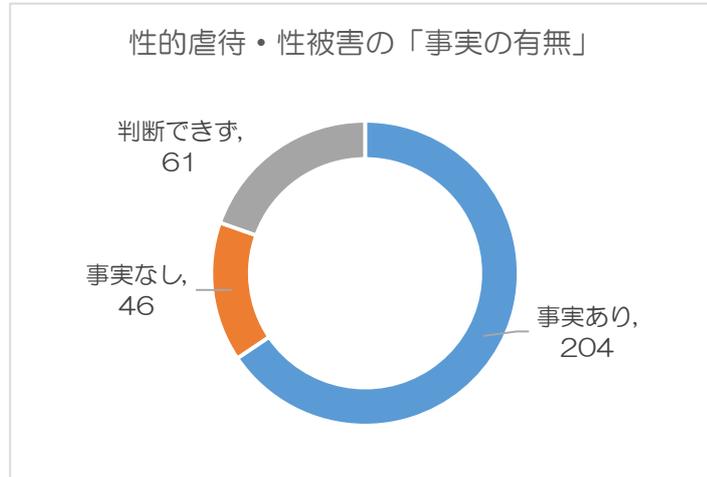
- ・第一部「実態調査」27項目
- ・第二部「児童心理司による支援についてのアンケート調査」27項目

1 かながわ児童相談所情報ネットワークシステム…神奈川県児童相談所で導入されているケース管理のためのデジタルシステムで、児童相談所が受け付けた相談の情報が保存される。

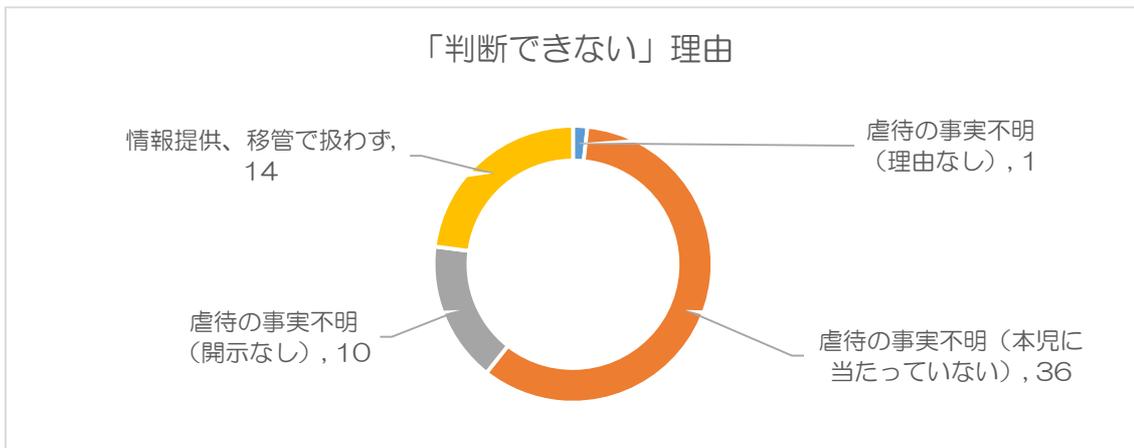
2 虐待対策支援課…神奈川県中央児童相談所に設置された部署。担当事例を持たず、研修や啓発活動、医療や法律等に関する相談、児童虐待対応の推進を図るための研究などを行い、県所管の6ヶ所の児童相談所をバックアップする。非常勤弁護士や医師、警察官も配置されている。

3 第一部「実態調査」

(1) 調査対象と分析対象



- 令和4年度～令和6年度の間に、神奈川県児童相談所が受理した事例のうち、性的虐待・性被害の情報が検索できた全 311 件の中で、調査の結果「事実あり」としたケースは 204 件（66%）であった。
- 虐待対策支援課が児相システムの情報から事実の有無を判断できなかったケースは 61 件（20%）あった。

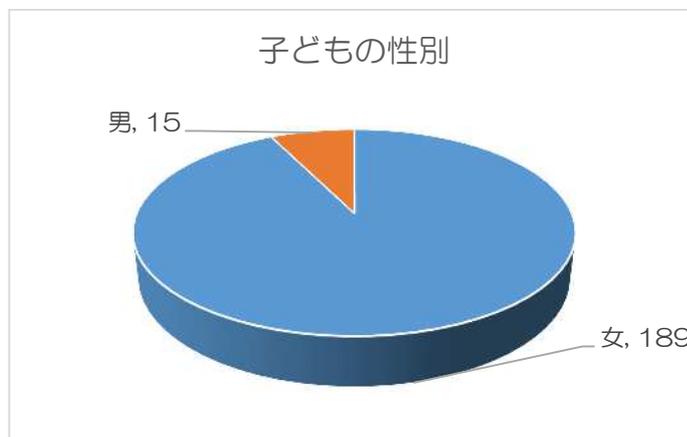


- 内容を見ると、最も多いのは「本児に事実確認をしておらず」虐待事実の有無が確認できないという場合で 36 件であった。具体的に見ると、ケースが性的虐待を受けた子どものきょうだい等で本人に事実確認をしないという判断に至った場合や本人の拒否で事実確認ができなかったケース、通告者が友人の親などで通告元が分かってしまうため本人に事実確認ができなかったケース、年少児の過去の被害について母親が相談しているケース等であった。
- また、通告当初の被害内容について「子どもに事実確認をしても開示が一切無い」というケースも 10 件あった。他自治体で性的虐待として受理し、加害親と分離するために当県域に転入した「情報提供や移管ケース」では、虐待事実自体の有無について特段扱っていないということもあった（14 件）。
- したがって、第一部「実態調査」では、「事実あり」とされた 204 件を対象として集計・

分析することとした。

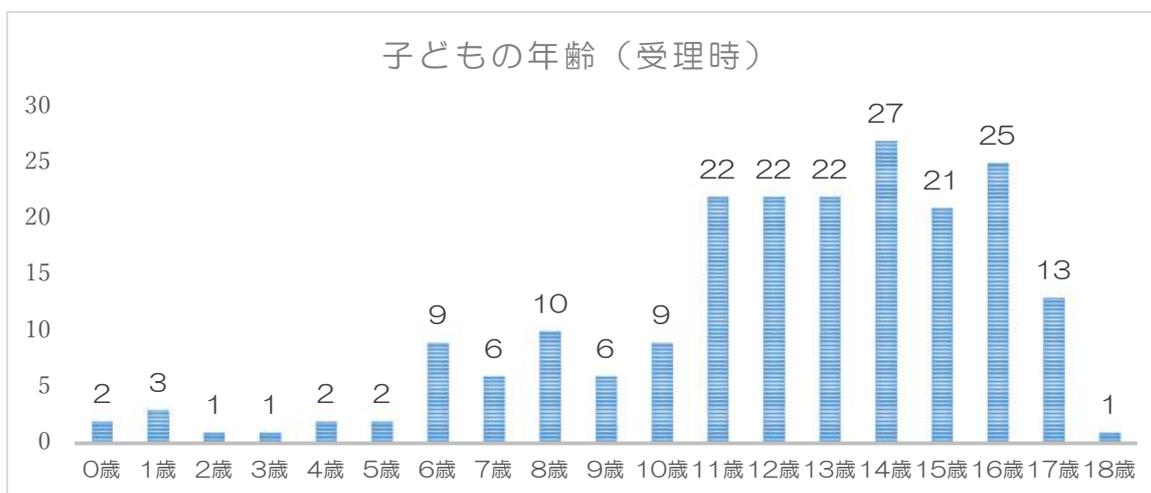
(2) 子どものプロフィール

ア 性別



- 女児が 189 件（93%）、男児が 15 件（7%）で、女児が多数を占めていた。
- 男児の虐待内容は、「身体接触³（11 件）」が最も多く、次いで「口腔性交（2 件）」、「性行為を見せる（1 件）」および「着替えや入浴をのぞく（1 件）」となっている。

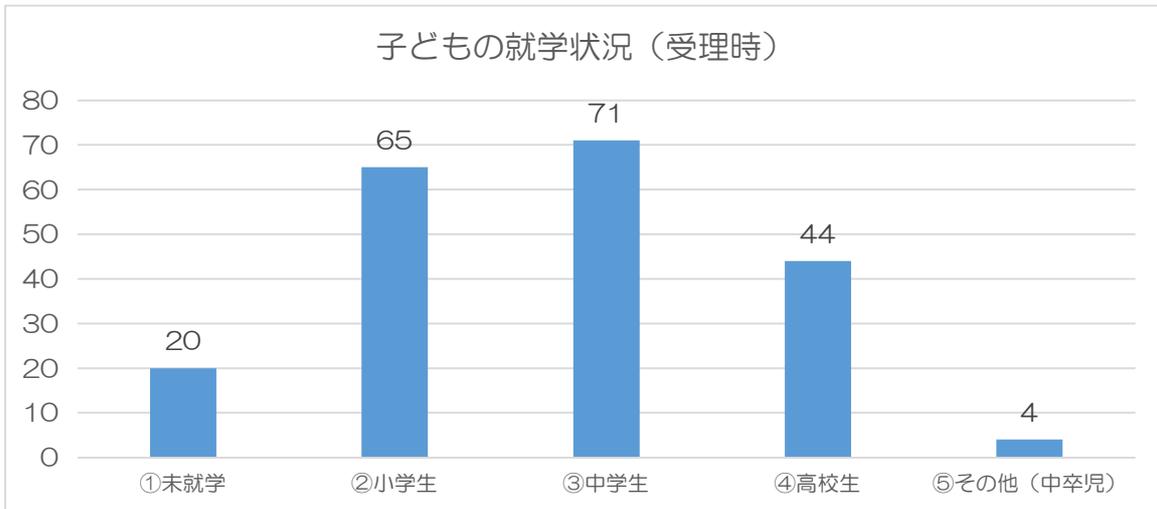
イ 受理時の子どもの年齢・子どもの就学状況



- 今回の調査で最も多かった年齢は 14 歳で、次いで 16 歳、11～13 歳と続いている。中学生年齢で受理されることが多い傾向は第 1 回調査から指摘されているが、前回（第 5 回）から 11 歳、12 歳でも多くなっており、小学生高学年から受理件数が増える傾向が引き続き見られる。また、今回は 16 歳も増えており、11 歳～16 歳の年齢層で多くなっている。
- 0 歳や 1 歳といった低年齢の事例の虐待内容は、「身体接触を伴う性行為」で受理され

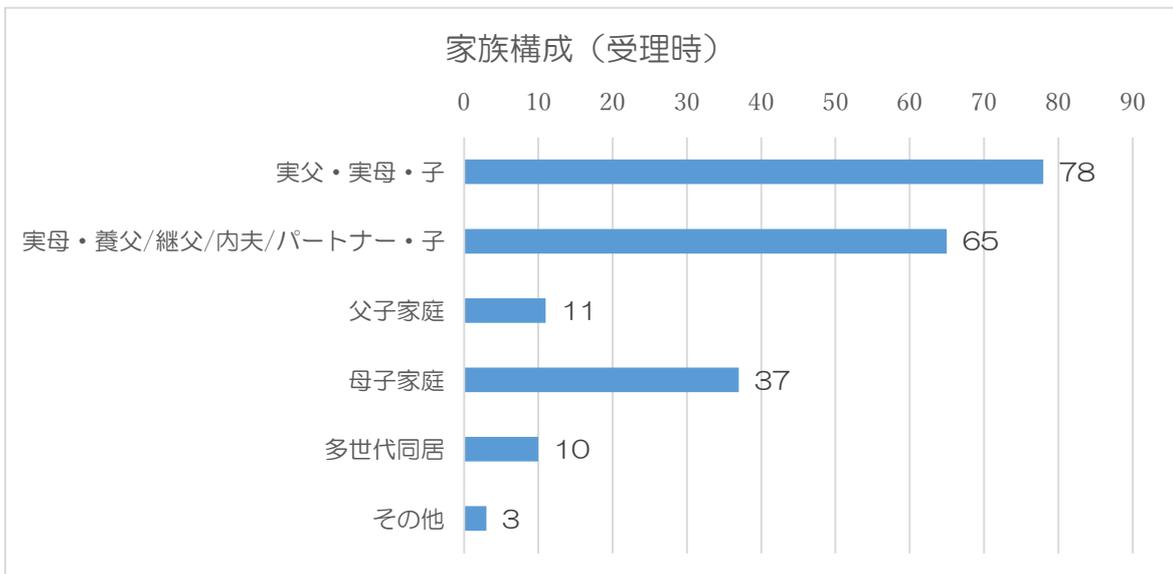
3 「身体接触」…虐待者が胸や性器等の体を触る、舐める、性器に指を挿入する、虐待者の性器を触らされる、などの性行為である。第 3 回調査までは「口腔性交」「肛門性交」を含んでいたが、第 4 回調査からはそれらは別項目として調査している。

たケースの他、父から母への性行為の強要の目撃、低年齢で受理・施設措置となった児童が成長して性的虐待に遭ったというケースが含まれていた。



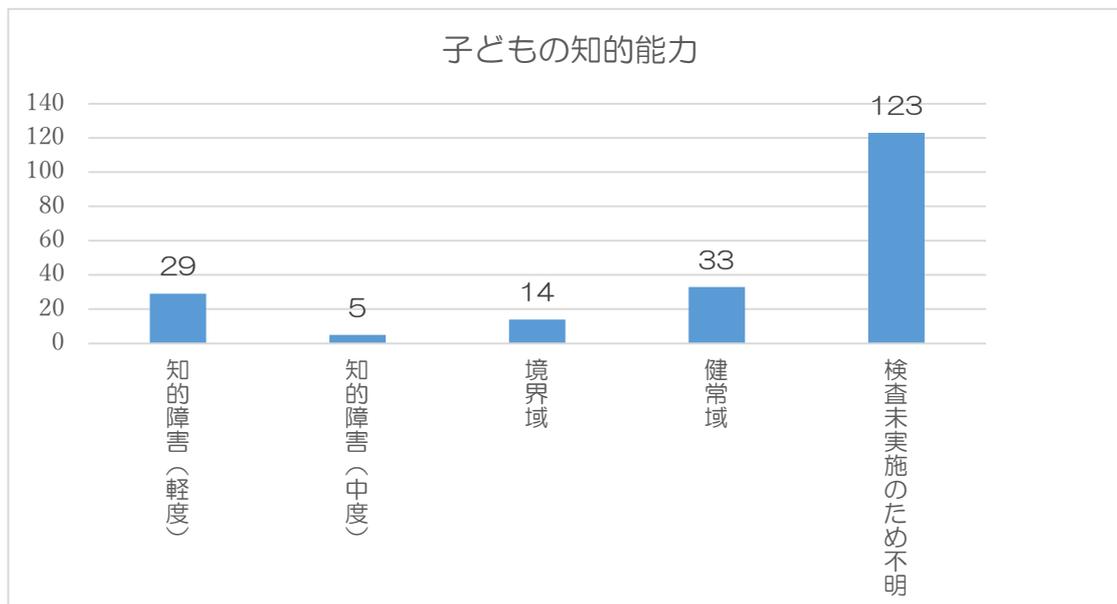
- ・就学状況別に見ると、小学生が65件（32%）、中学生が71件（35%）、高校生が44件（22%）、未就学（乳幼児）が20件（10%）であった。
- ・前回（第5回）調査から、中学生の他、小学生の被害が多い傾向は続いている。

ウ 受理時の家族構成



- ・家族構成は、実父母家庭が78件（38%）と最も多かった。次いで、実母と養父/継父/内夫/パートナー家庭が65件（32%）、母子家庭が37件（18%）であった。この傾向は、第4回調査時から変わらない。
- ・前回（第5回）では、「実父と養母/継母・内妻と子」という家族構成が5件あったが、今回0件であった。
- ・「その他」については、祖父母と子、おじおばと子といった家族構成であった。

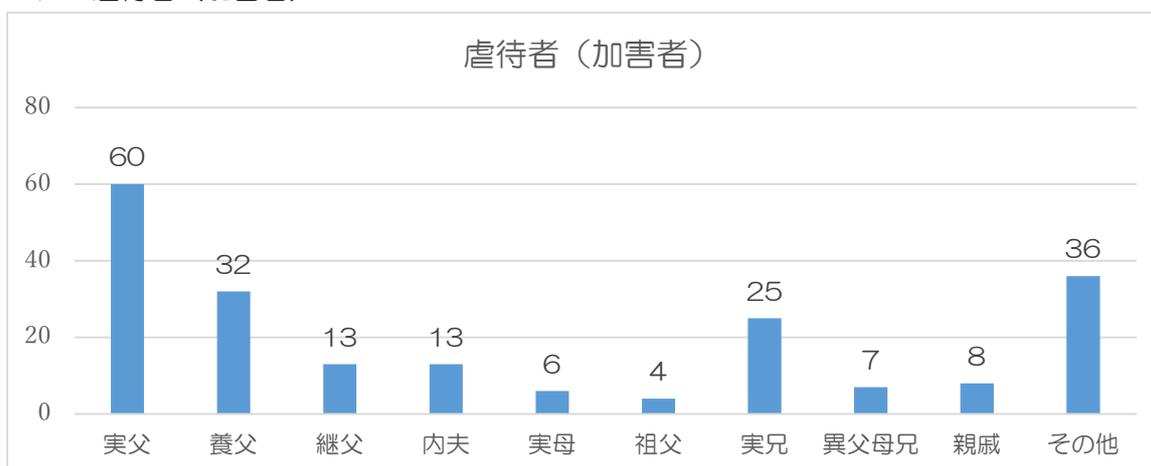
エ 子どもの知的能力



- ・今回調査をした 204 件のうち、知能検査を実施していたケースは 81 件（40％）であった。前回（第5回）調査時と比べて、検査実施の割合は変わらなかった。
- ・知能検査をした 81 件のうち、48 件は知的障害⁴か境界域⁵の知的水準であった。これは、今回分析対象とした 204 件の 24％に該当した。前回（第5回）も 20％の子どもが知的障害あるいは境界域の水準であったことが報告されている。

(3) 虐待の内容

ア 虐待者（加害者）



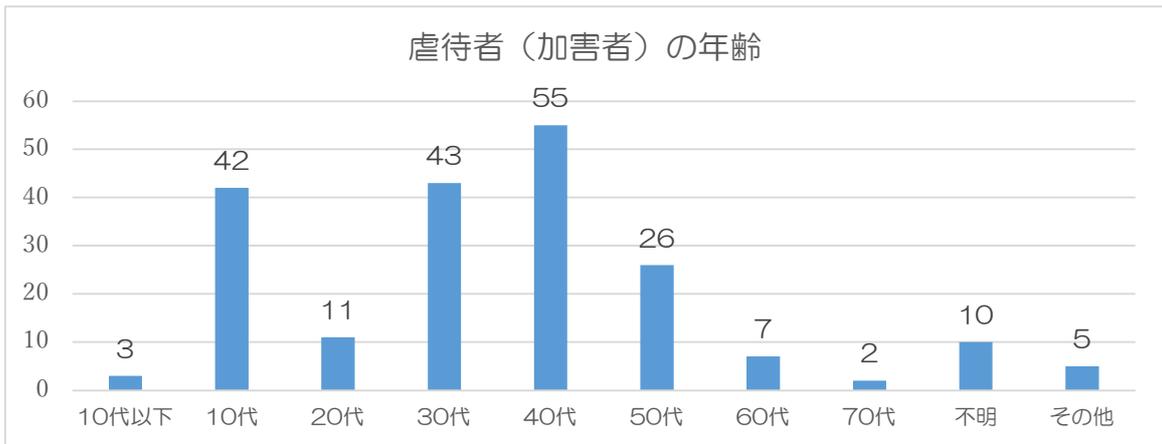
- ・実父からの虐待が 60 件（29％）と最も多く、次いで養父・継父・内夫が合わせて 58 件（28％）、実兄 25 件（12％）、親戚 8 件（4％）と続いている。
- ・前回（第 5 回）より実兄からの被害が増えている。きょうだい間の性被害は、32 件（16％）となっており、前回と同程度である。

4 「知的障害」…神奈川県で知的障害として療育手帳に該当する概ね知能指数（IQ）75 以下を示した。

5 「境界域」…健常域下位群で、療育手帳に該当しない知能指数（IQ）を示す。

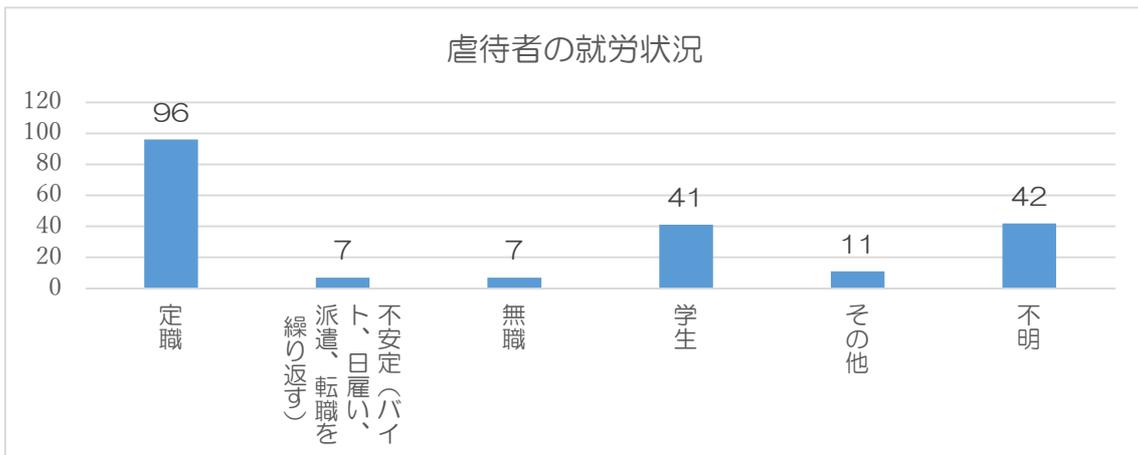
- ・「その他」36件の内訳は、「実母の交際相手や元パートナーなど」が11件、「同級生や上級生」が12件、「教員・塾講師」が3件「本児の交際相手」が2件、「実妹」「近隣住民」「知人」が各1件ずつ3件、また複数人からの被害のため選択肢を選べなかったケースが5件あった。
- ・今回は、特に子どもの所属における同級生や上級生からの被害が増えており、家庭内の虐待被害だけでなく家庭外での被害についても児童相談所につながるケースが増えているといえる。

イ 虐待者（加害者）の年齢



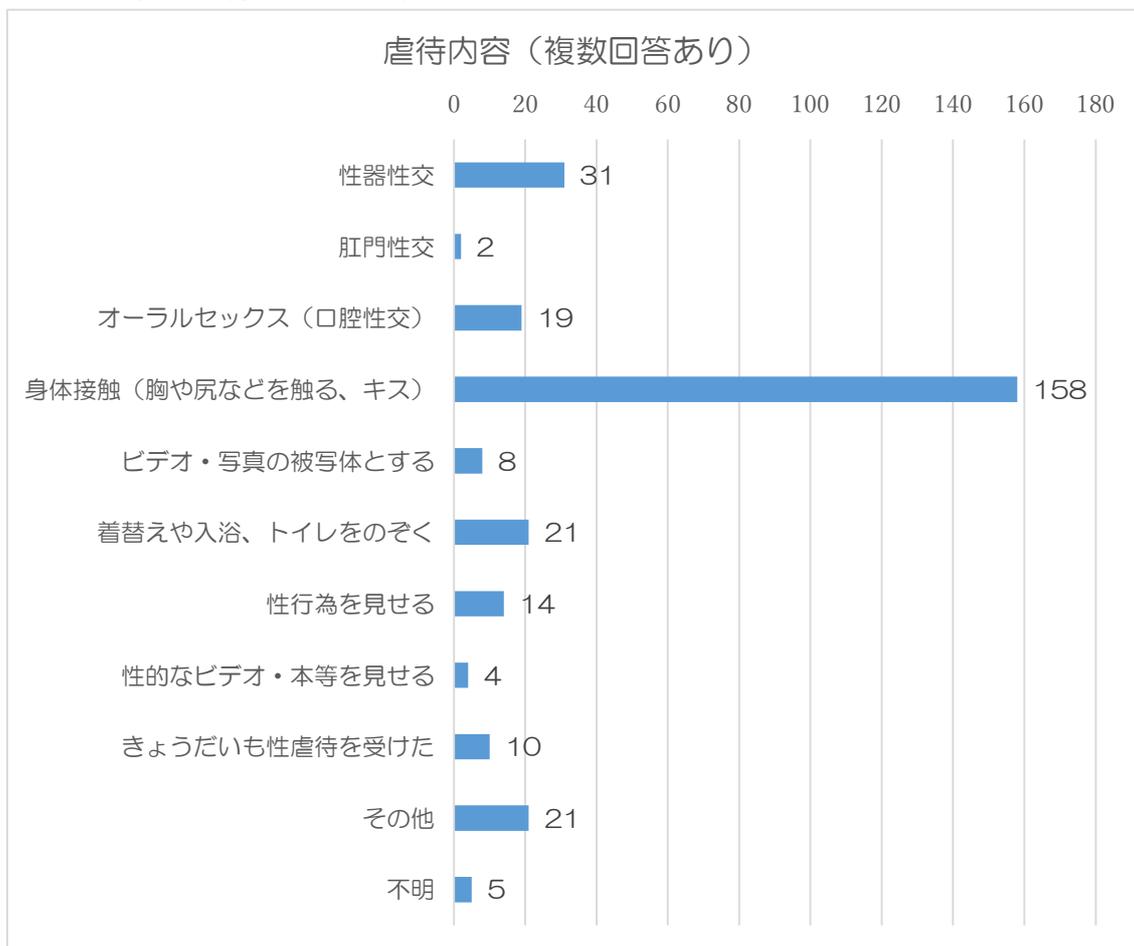
- ・虐待者の年齢層は、30～40代が98件（48%）を占めた。
- ・30～40代が多い傾向は、第3～5回調査の結果と同様であった。
- ・10代以下は45件（22%）で、きょうだい間性被害/加害や子ども同士の間性被害/加害が多くなっている。
- ・「その他」は、前項と同様で複数人からの被害のため選択肢が選べなかった5件である。

ウ 虐待者の就労状況



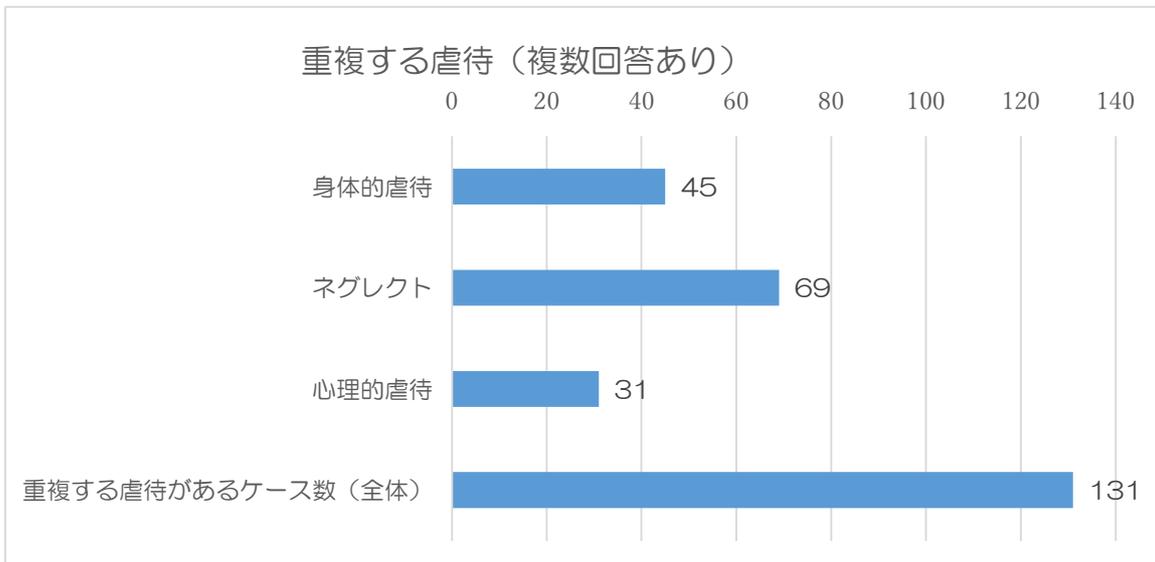
- ・最も多いのは「定職」で96件（47%）であった。
- ・虐待者の就労状況が安定している傾向は、第3～5回調査結果と同様であった。

エ 虐待内容（複数回答あり）



- 「身体接触を伴う性行為」が158件と最も多く、次いで「性器性交」が31件、「着替えや入浴、トイレをのぞく」が21件となっている。
- 「性器性交」「肛門性交」「口腔性交」の件数は合わせて52件で、実人数では42人であった。これは、調査の結果「事実あり」とした204件のうち21%に該当した。
- 第5回調査と比較すると若干割合は減っているものの、児童相談所が受理した性的虐待及び性被害の事例のうち、約4人に1人が「性器性交」や「口腔性交」を伴う重篤な被害を受けていることが分かる。
- 「その他」では、「性器を触らせる」「一緒の入浴の強要」が7件と最も多く、次いで「性具の使用」や「性的な言動」が2件ずつであり、「性交未遂」や「顔に精液をかけられる」等もあった。

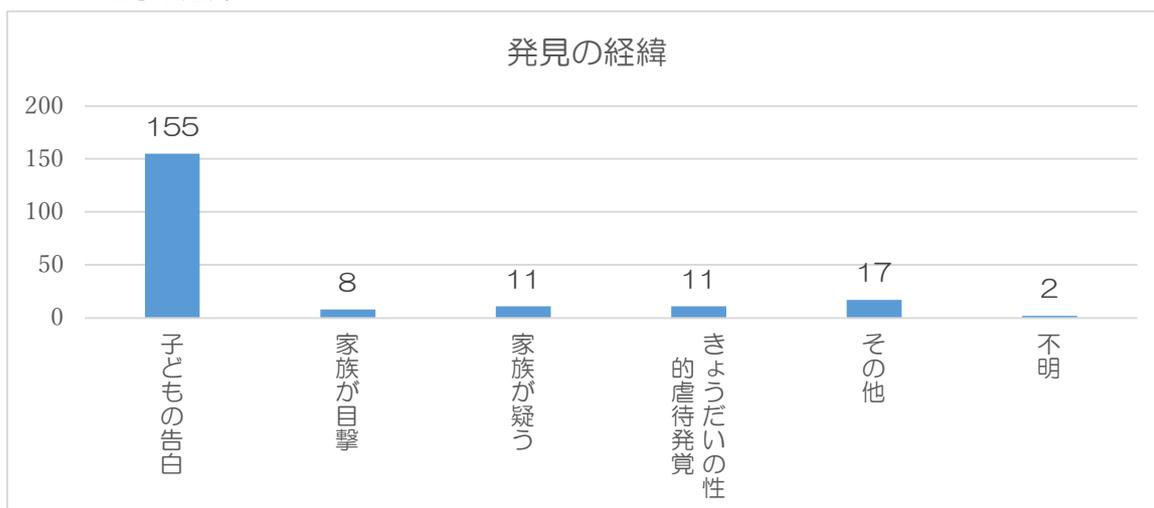
オ 重複する虐待（複数回答あり）



- 他の種別の虐待も受けていたケースは、204 件中 131 件（性被害の事実があるケース全体の 64%）であった。
- 内訳は、身体的虐待が 45 件（性被害の事実があるケース全体の 22%）、ネグレクトが 69 件（性被害の事実があるケース全体の 34%）、心理的虐待が 31 件（性被害の事実があるケース全体の 15%）であった。重複する虐待としてネグレクトが多い傾向は、前回（第 5 回）と同様である。

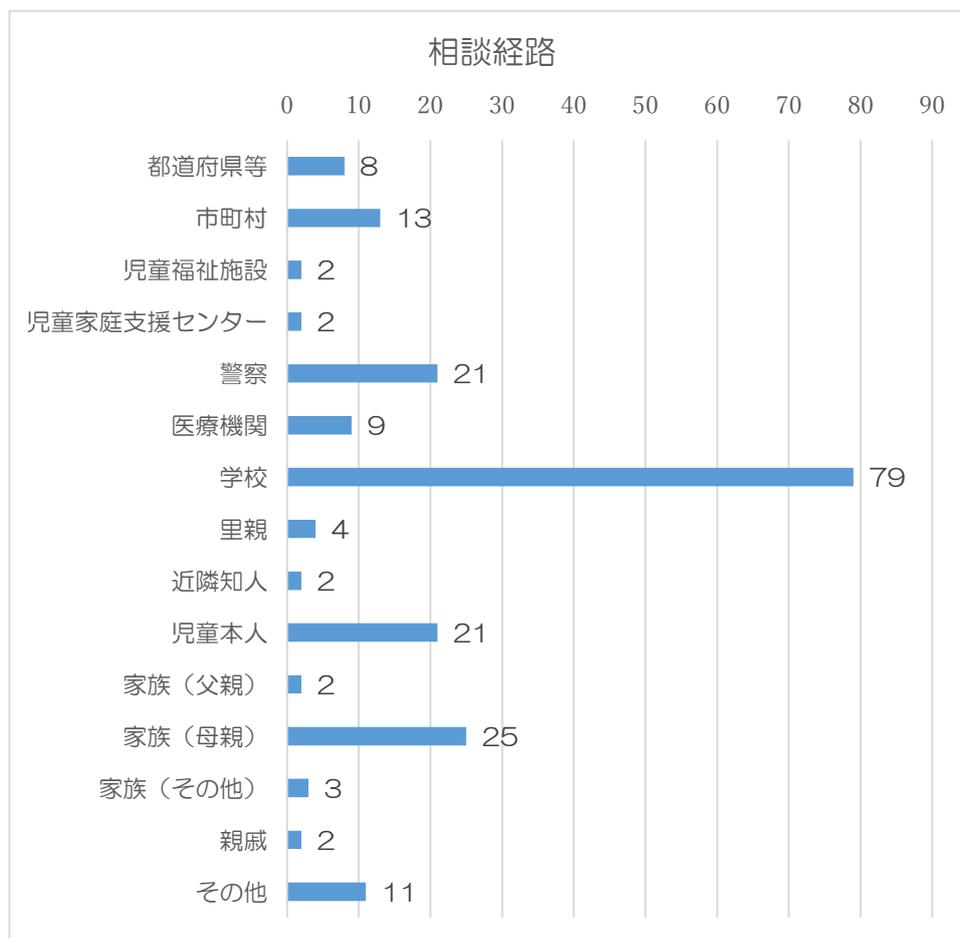
（4）発見

ア 発見の経緯



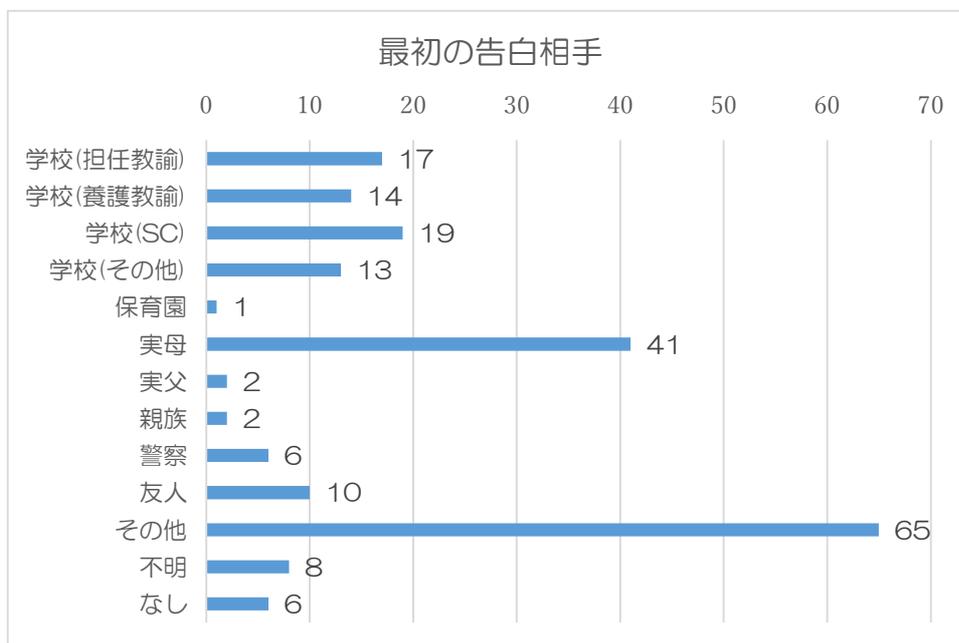
- 発見の経緯は、「子どもの告白」が 155 件で全体の 76%を占めた。前回は、69%であったので「子どもの告白」の割合が増えている。いずれにしろ、「子どもの告白」がないと発見されにくい虐待種別であるといえる。

イ 相談経路



- 相談経路は「学校」が最も多く79件(39%)、次いで「家族(母親)」が25件(12%)、「警察」と「児童本人」が21件(10%)、「市町村」が13件(6%)の順であった。
- 前回(第5回)と比べると、「学校」の割合がさらに増えていることが分かる(前回は27%)。また、今回は「児童本人」の割合が増えており(前回は5%)、「警察」と「市町村」の割合は減っている(前回はそれぞれ16%と14%)。

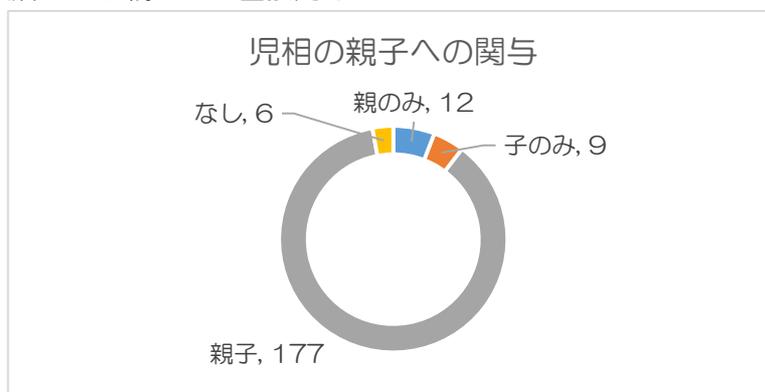
ウ 児童相談所に通告されるきっかけとなった最初の告白相手



- ・ 通告につながった「子どもの告白相手」は、「その他」が65件（32%）で最も多く、次いで「実母」が41件（20%）、「学校（SC）」が19件（9%）となっている。
- ・ 学校職員は、「担任教諭」「養護教諭」「SC（スクールカウンセラー）」「その他（生徒指導担当やコーディネータ等）」を合わせると63件（31%）であり、「その他」を除けば「子どもの告白相手」として最も多く、この傾向は過去の調査と同様であった。
- ・ 「その他」の内訳では、「児童相談所職員」が最も多く25件（12%）であった。前回調査では281件中10件（4%）であったため、かなり増えている。子ども本人からの電話やLINE相談の他、一時保護中に開示したというケースが見られた。また、施設職員や里親、放課後等デイサービス、医療機関等といった、子どもが日常的に接している機関の職員に対して被害が開示されている。

(5) 支援

ア 児童相談所による親子への直接関与

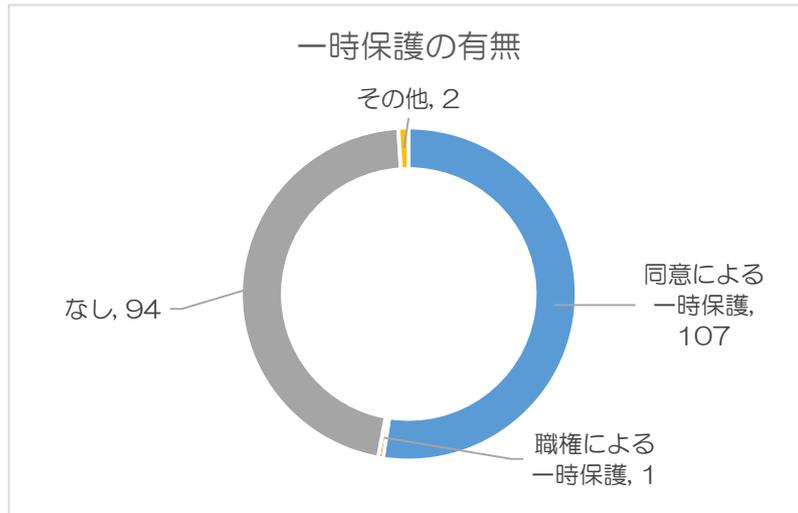


- ・ 親子どちらかあるいは両方に性被害について直接調査を行った事例は、204件中198件（97%）であった。

・「関与なし」は、6件（3％）で、最初に開示を受けた所属の協力が得られない（対応の難しい保護者、本児が拒否している等）、過去の被害について所属に打ち明けたケースであった。

・今回の調査では、虐待事実の有無について児相システムから読み取れなかったケースは、最初に分析対象から外しているため（「判断できなかった理由」の項を参照）、「関与なし」のケースは前回調査（22件）よりも減少している。

イ 一時保護の有無

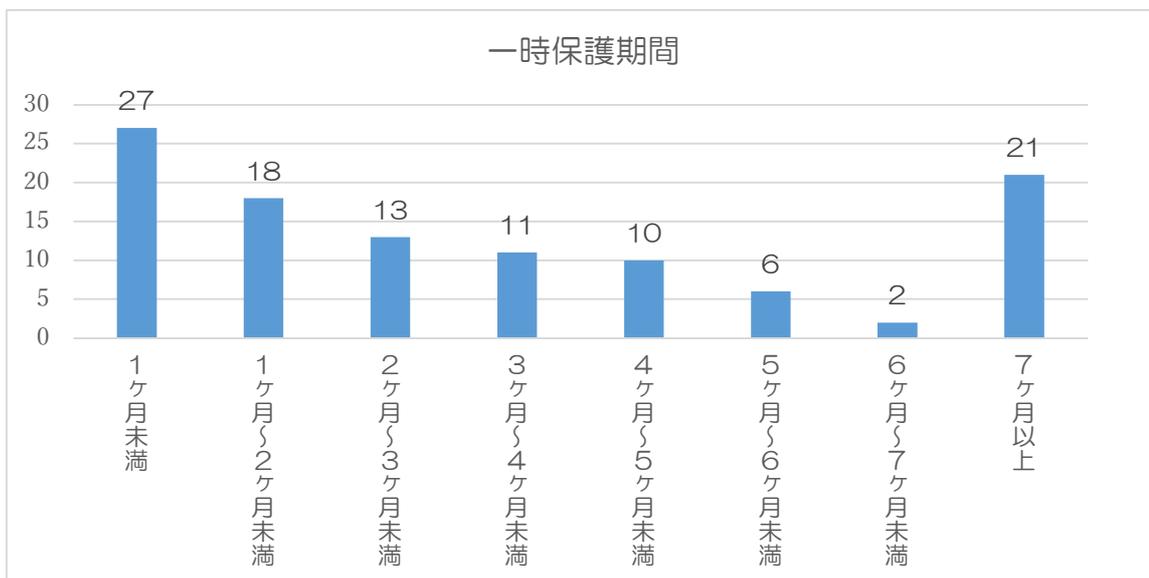


・児童相談所が受理した性的虐待・性被害事例（事実あり）のうち、108件（53％）が一時保護となっていた。うち107件（52％）が保護者の同意による一時保護であり、保護者の同意なく一時保護した事例（職権による一時保護）は1件（0.5％）であった。一時保護した事例は、第4回調査で31％、第5回調査で41％、今回調査が53％なので、保護率は年々増加している。

・第4回調査では、保護者の同意なく一時保護した事例は一時保護した事例のうち3割程度であったが、第5回調査では3％、今回調査では1％未満となっている。なお前回の調査から、一時保護後2ヶ月を超えても同意が得られなかった事例を「職権による一時保護」として計上している。

・「その他」の2件は、他自治体で一時保護となったケースで児相システムから同意のタイミングが読み取れなかったケースと18歳を超えて自立援助ホームを利用したケースであった。

ウ 一時保護期間

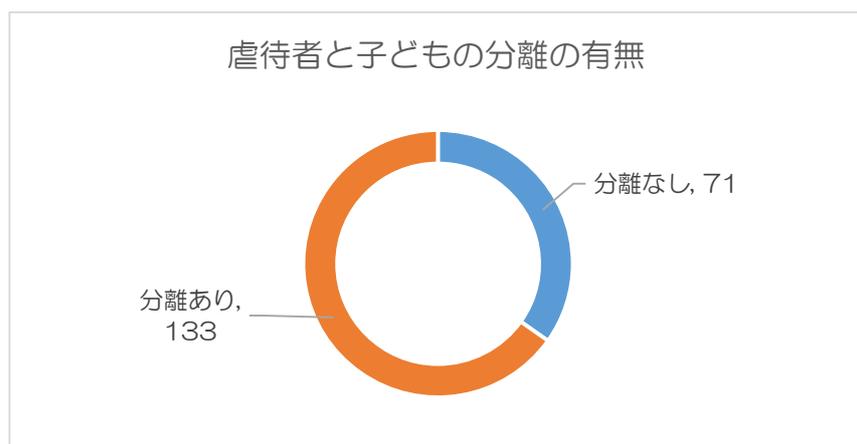


・一時保護の期間は、「1ヶ月未満」が27件（25%）、「1ヶ月～2ヶ月未満」が18件（17%）であり、一時保護期間が2ヶ月未満の事例は42%であった。前回調査では、66%であったので、減少している。

・一方、5ヶ月以上一時保護となった事例は、29件（27%）であった。前回調査では、16%であったので、増加している。したがって、前回調査時よりも短期間の保護が減少し、長期間の保護が増加している。

5か月以上一時保護となった事例の被害内容を見ると、14件で「性器性交」や「口腔性交」があり、支援内容を見ると「施設や里親への措置」が14件となっていた。重篤な被害に遭った事例が多く、子どもの安全を守る環境設定に時間を要したと考えられる。

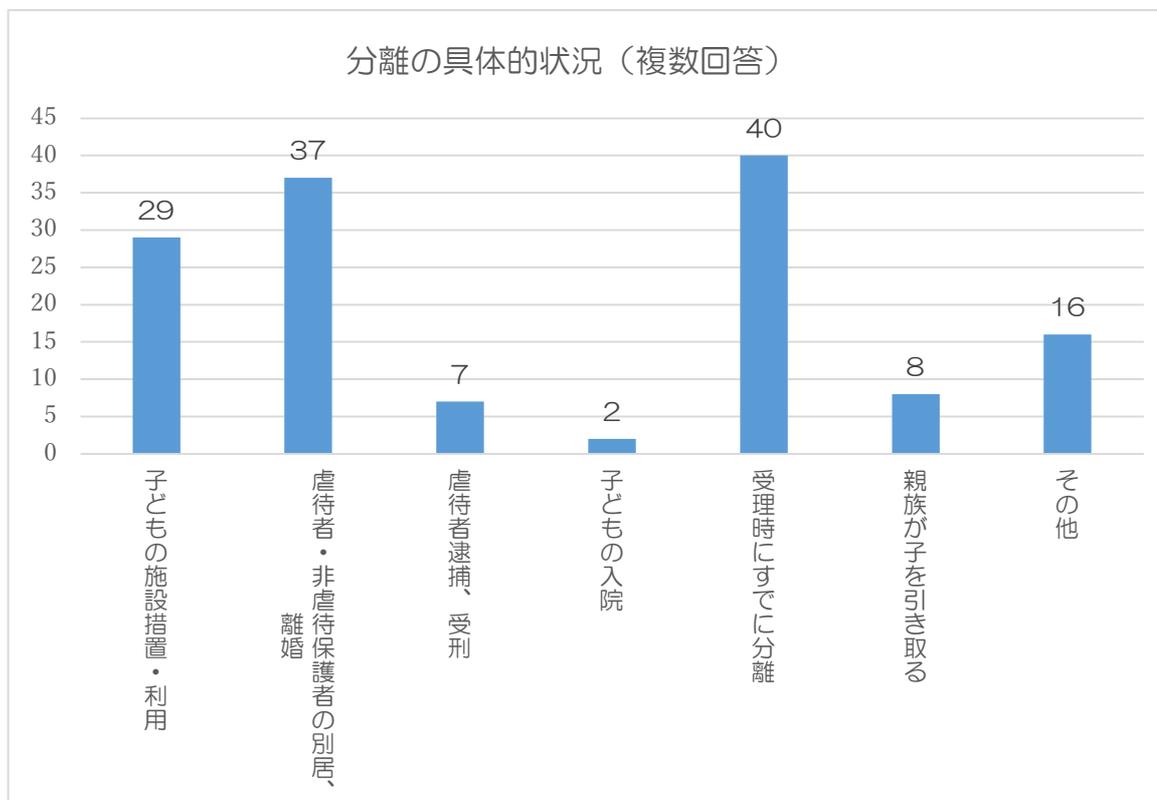
エ 虐待者との分離



・最終時（継続事例は調査時⁶）に、虐待者と子どもの分離が行われていた事例は、133件（65%）であった。第3回調査では69%、第4回調査では78%、第5回調査前

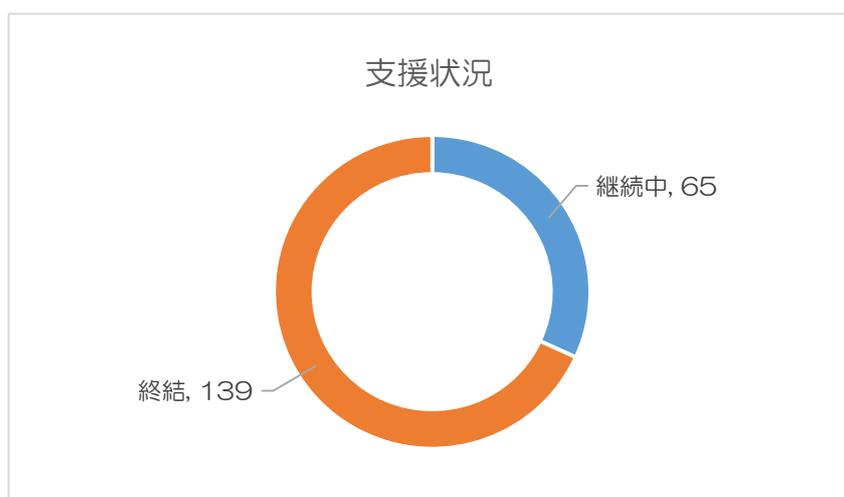
6 調査時…児童相談所が指導・支援を継続している事例については、本調査を実施した時点（令和7年4月7日）

回)では60%と推移してきていたが、今回の調査では若干増加している。



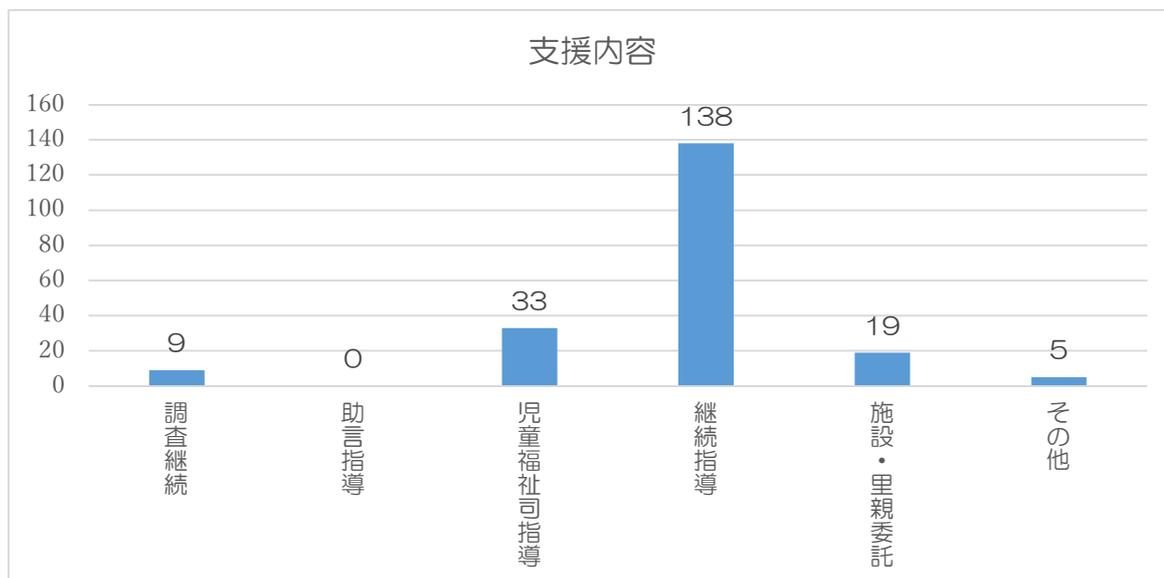
- ・分離した際の状況は、「受理時にすでに分離」が40件（30%）と最も高かった。次いで「虐待者・非虐待保護者の別居、離婚」が37件（28%）、子どもの施設措置・利用」が29件（22%）となっている。
- ・「虐待者逮捕・受刑」により分離した事例は、133件中7件（5%）であった。

オ 支援状況



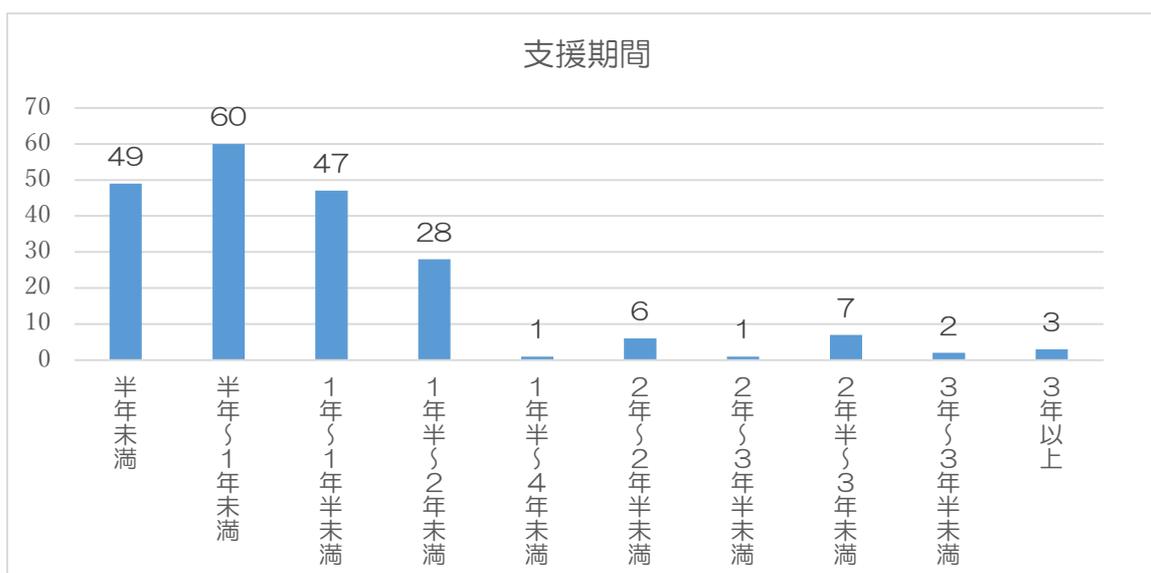
- ・調査時の支援状況は、継続中の事例が65件（32%）、すでに終結した事例が139件（68%）となっている。

カ 支援内容



- 児童相談所の支援では、「継続指導」が最も多く 138 件（68%）であった。
- 「児童福祉司指導」は 33 件（16%）、「助言指導」は 0 件であり、前回調査と比較すると、「助言指導」の割合が減少し、「継続指導」がやや増加していた。
- 「施設・里親措置委託」は、19 件（9%）であり、前回調査（6%）と比較するとやや増加していた。
- 「その他」については 5 件（2%）であり、内容は全て児童自立生活援助事業の利用であった。
- なお、「支援内容」は児相システムから情報収集する都合上、最終の支援状況（最終時はその直前、継続事例は調査時）を計上している。

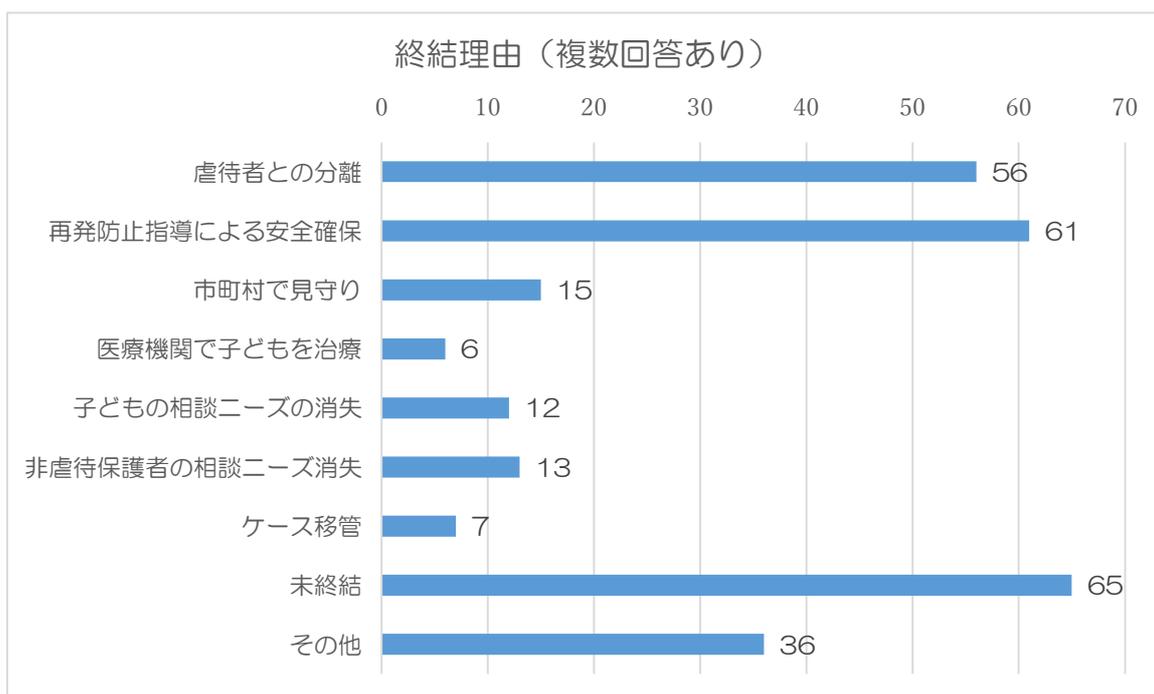
キ 支援期間



・支援期間は、「半年～1年未満」で終結した事例が60件（29%）で最も多く、次いで「半年未満」で終結した事例が49件（24%）であり、1年未満で終結している事例が53%を占めた。第1回～第4回調査では60%弱、前回（第5回）調査では70%を占めていたが、今回は減っており、「1年～1年半未満」「1年半から2年未満」が増えていることが影響しているようである。

・支援期間が「3年以上」の事例は5件（2%）であり、4件は施設措置中、1件は自立生活援助事業を利用中の事例であった。

ク 終結の理由（複数回答あり）

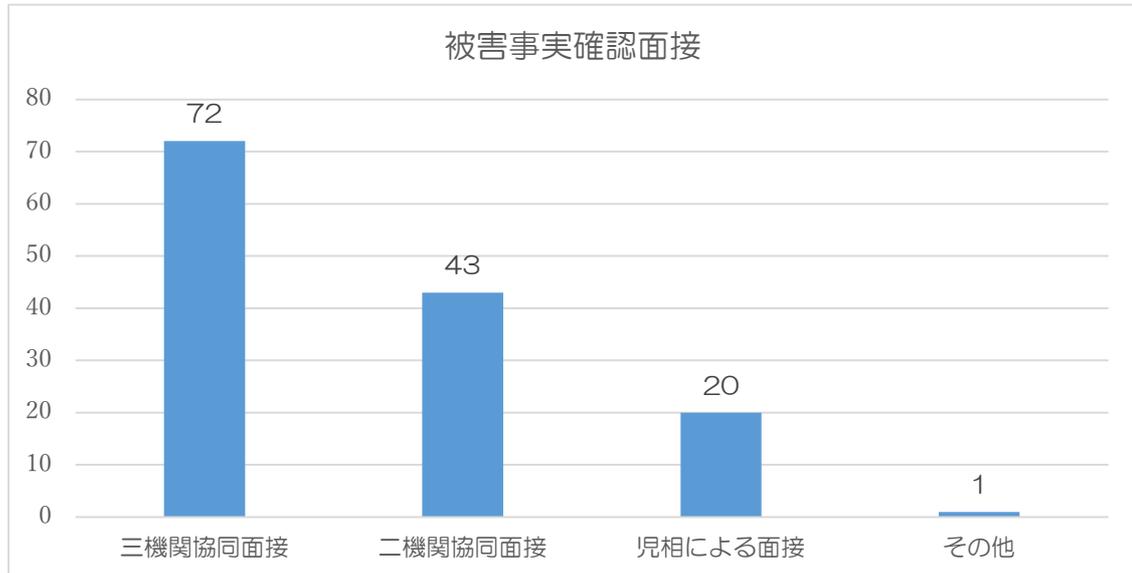


・終結の理由として最も多かったのは「再発防止指導による安全確保」で61件（23%）であり、次いで「虐待者との分離」が56件（21%）、「その他」が36件（13%）であった。この傾向は前回調査でも同様であったが、いずれも4割前後の割合で挙げられていたが、今回は2割前後に留まっている。

・「その他」の内訳は、「子どもの所属での見守り」（15件）、「18歳到達」（6件）、「他の相談機関へのつなぎ」（4件）等である。中には、「子どもが養護施設を出て自宅に帰ってしまい戻らなかった」「性的虐待から母子トラブルに主訴が移ってしまった」等の記載もあった。

(6) 専門的支援

ア 被害事実確認面接⁷

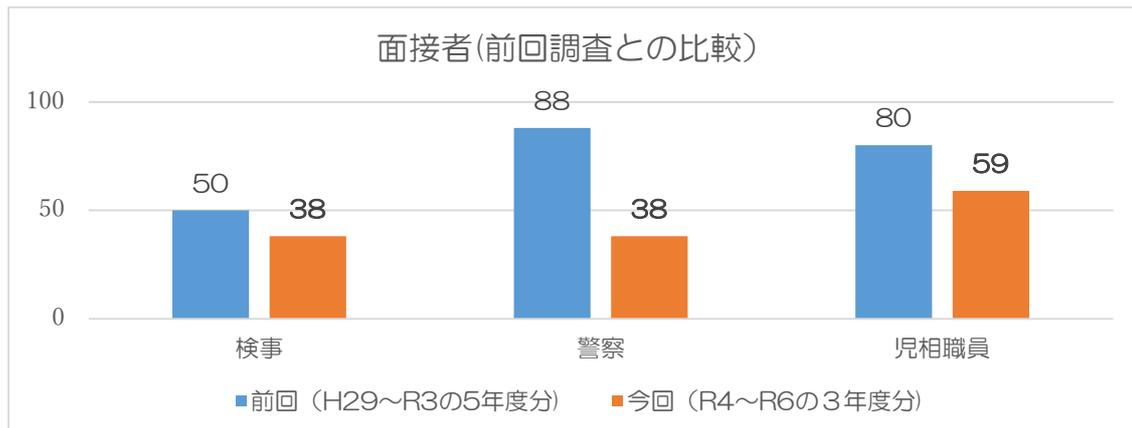


・司法面接プロトコルを用いた被害事実確認面接を実施した事例は136件で全体(204件)の67%であった。前回の調査でも6割程度で面接が行われているため、実施率は同程度である。

・三機関協同面接が最も多く72件(53%)、二機関協同面接が43件(32%)、各児童相談所や虐待対策支援課職員による児童相談所のみでの面接が20件(15%)となっている。前回調査では、それぞれ三機関51%、二機関31%、児相単独18%であるので、ほぼ同程度の割合となっている。

・「その他」は、NPOによる面接実施であった。

イ 面接者

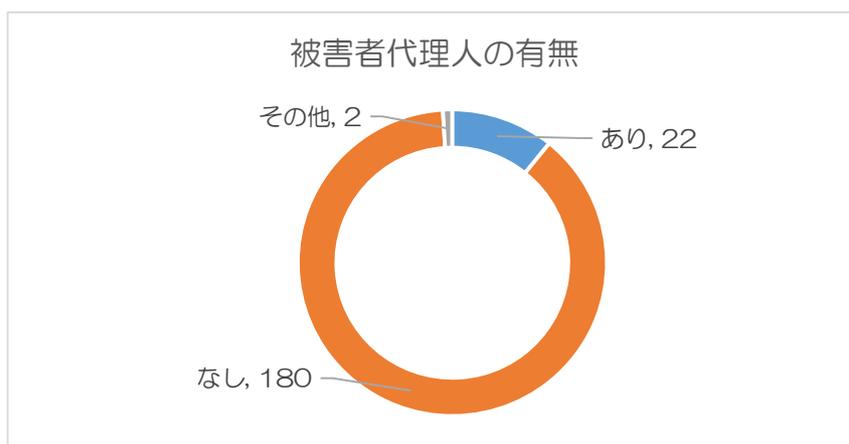


・今回の調査で、被害事実確認面接の面接者(右側の棒グラフ)は、児相職員が最も多

⁷ 被害事実確認面接…特別な面接プロトコルに則り、子どもに誘導や教唆をすることなくかつ面接回数
の負担を最小限度にして被害事実を聴取する。神奈川県では平成18年度から導入している。平成27年10
月28日に厚生労働省・警察庁・最高検察庁から同時に発出された通知を受け、平成28年度から3機関
(あるいは2機関)で被害事実確認面接を行う協同面接を開始している。

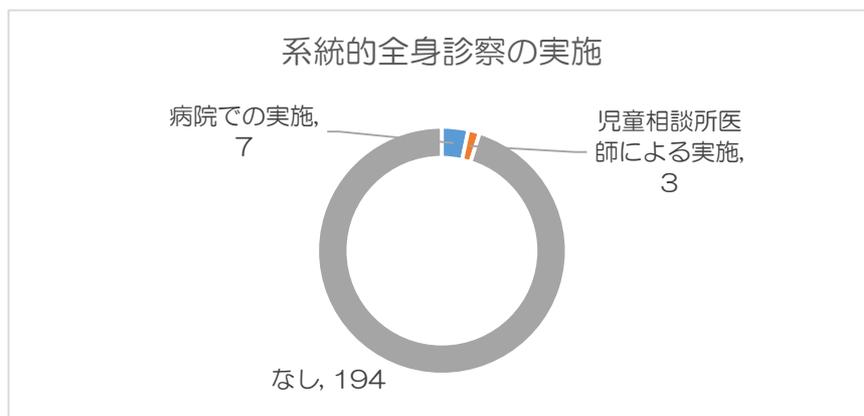
く 59 件、検事と警察は同数の 38 件であった。前回調査では、警察が 88 件、児相職員が 80 件、検事が 50 件であった（左側の棒グラフ）。アの項で述べたように、三機関・二機関・児相単独の面接の割合が変化していないにもかかわらず、今回面接者として児相職員が最も多くなっているということは、児相職員に任される面接が増えている可能性が示唆される。

ウ 被害者代理人弁護士⁸の有無



- ・子どもに被害者代理人弁護士がついていた事例は、22 件（11%）であった。前回調査では 6% であったため、若干増えているといえる。
- ・その他（2 件）は、「検討中」の記載があるケースであった。

エ 系統的全身診察⁹



8 被害者代理人弁護士…被害者である子どもが公判手続きをする際に子どものサポートを行い、証人尋問などで子どもにかかる負担を極力減らせるよう様々な方法を助言する。子どもに対して裁判のしくみや今後起こると思われることについて説明することもある。

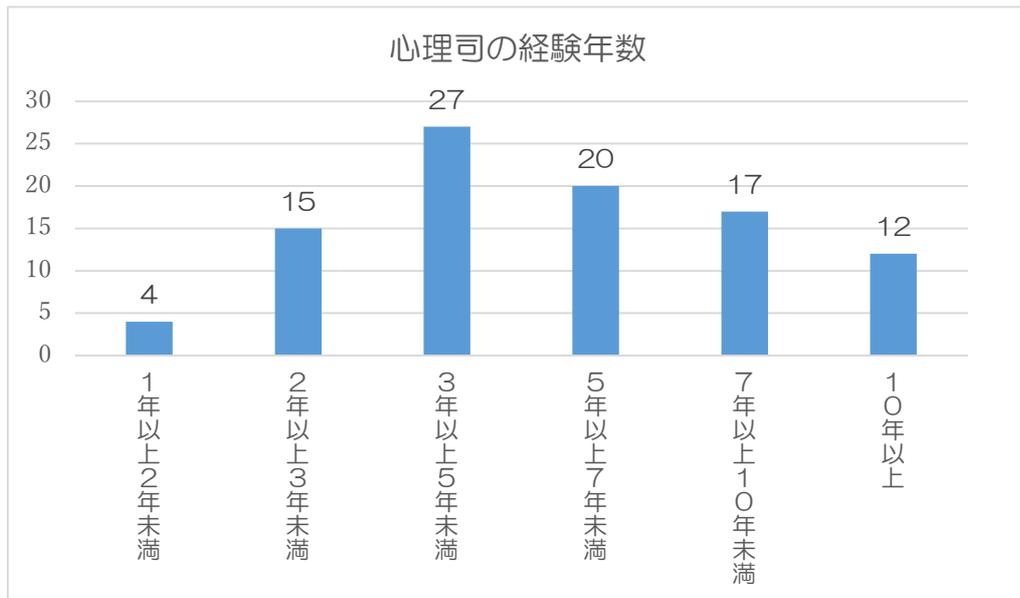
9 系統的全身診察…虐待を受けたことが疑われる子どもに対して専門的研修を受けた医師が全身のパーツを 1 つ 1 つ丁寧に問診しながら診察する方法。診察の中で新たな被害が明らかとなったり、子どものボディイメージの回復につながることもある。

- ・系統的全身診察の実施については、10件（5％）にとどまっている。

4 第二部「児童心理司による支援についてのアンケート調査」

(1) 担当児童心理司について

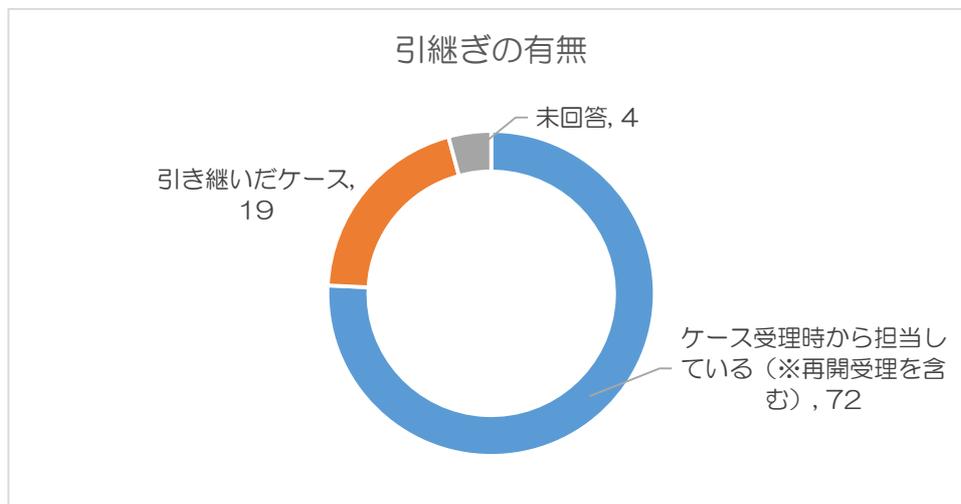
ア 児童相談所経験年数



・第二部の対象となったケース95件を担当している（もしくは担当していた）児童心理司の児童相談所経験年数は、上記のとおりであった。

・「3年以上5年未満」が27件（28％）で最も多く、次いで「5年以上7年未満」が20件（21％）、「7年以上10年未満」が17件（18％）となっている。3年目以上の児童心理司で8割の事例を担当していることが分かる。

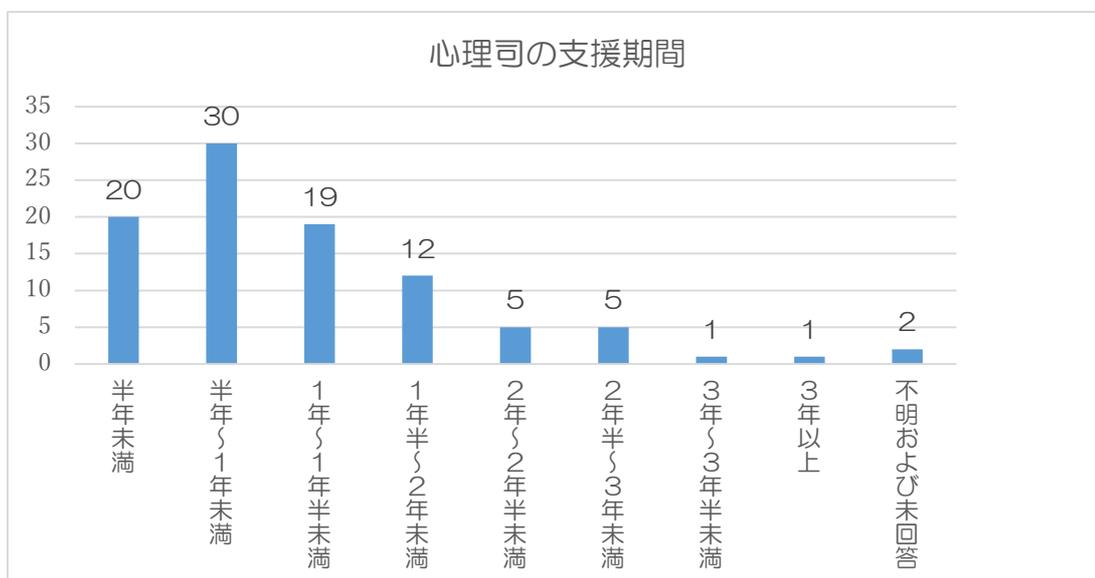
イ 引継ぎの有無



・今回の調査で対象となった95件の事例について、児童心理司が受理時から担当し

ているケースは72件（76%）で、他の児童心理司から引き継いだケースは19件（20%）であった。

ウ 児童心理司の支援期間

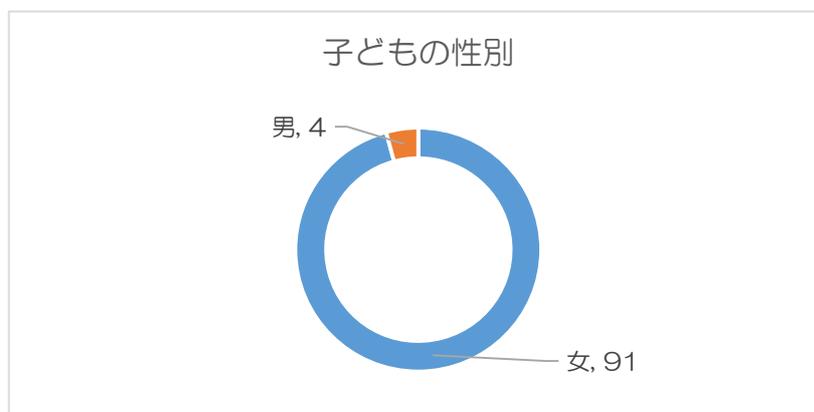


- 児童心理司が当該ケースを担当している期間は、「半年～1年未満」が最も多く30件（32%）であり、1年未満までで全体の53%、2年未満までで全体の85%を占めている。
- 児童心理司のかかわっているケースでは、支援が比較的長期に渡る可能性があるが、今回調査対象を「令和4年度～6年度に受理したケースのうち」児童心理司がかかわっているケースとしたため、最大でも3年のかかわりとなっている（3年以上のかかわり、が選択されたケースは再開受理ケースで以前もかかわりがあったものと思われる）。全体的には児童相談所の支援期間（第一部14ページ）と全く同様の傾向であった。

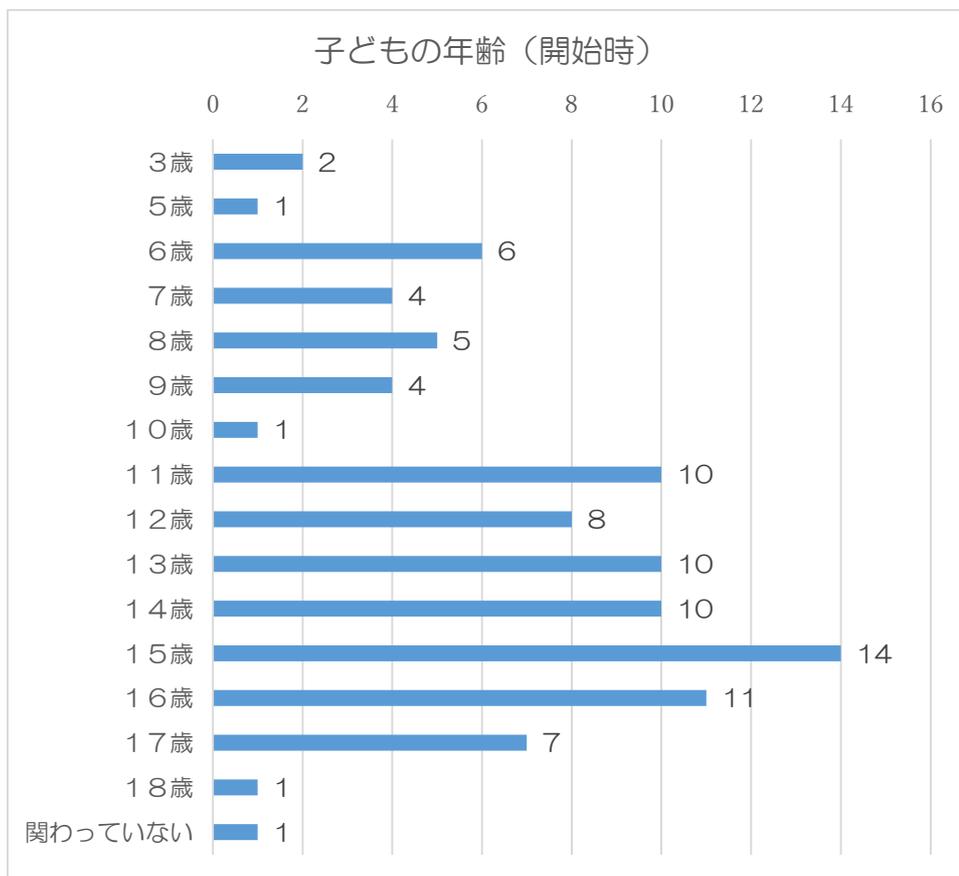
(2) 児童心理司が担当している子どものプロフィール

ア 子どもの性別

- 調査対象の95件のうち、女兒が91件（96%）、男児が4件（4%）であった。

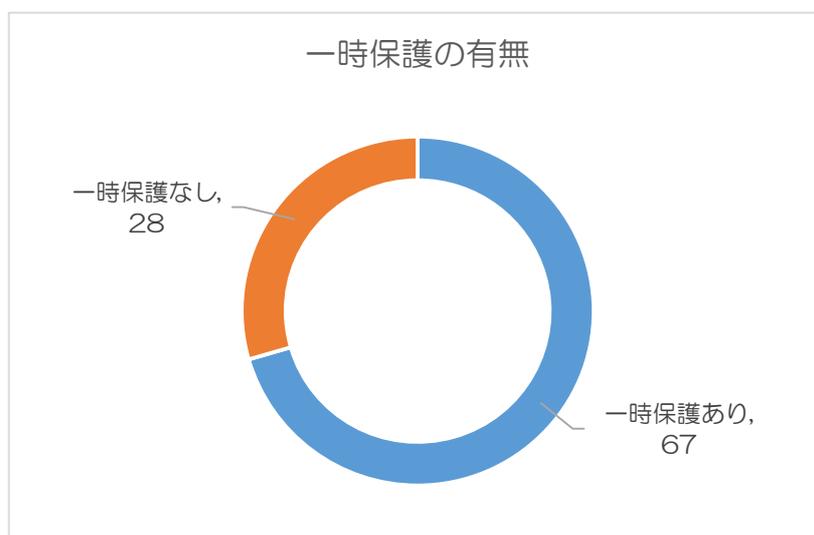


イ 開始時の子どもの年齢



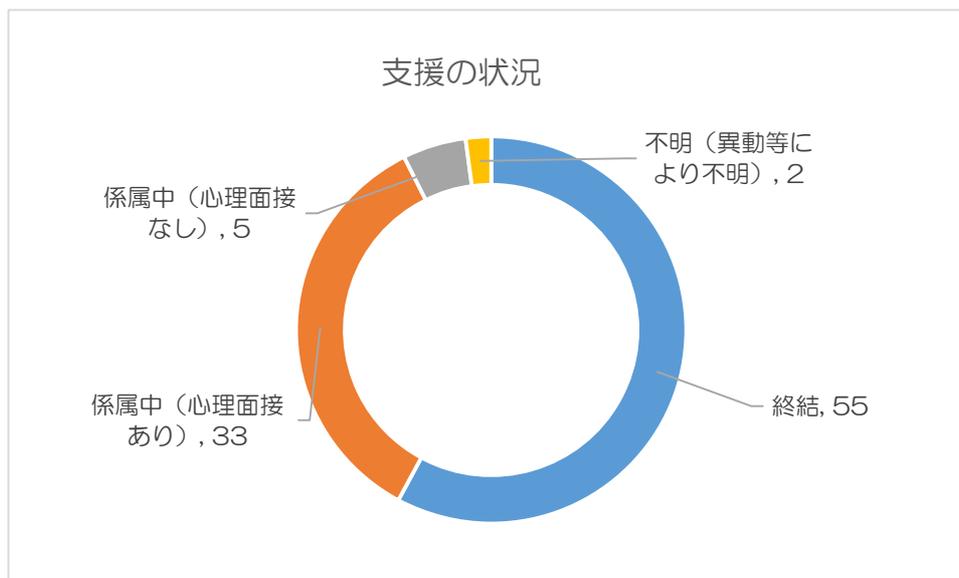
・児童心理司がかかわりを開始した時点での子どもの年齢は、15歳が最も多く14名であった。受理年齢（第一部3ページ）の傾向と同様で小学校高学年から中学生の人数が多いが、相対的に比較してみると小学生の事例には積極的に担当児童心理司を付けていることが分かる。

ウ 一時保護の有無



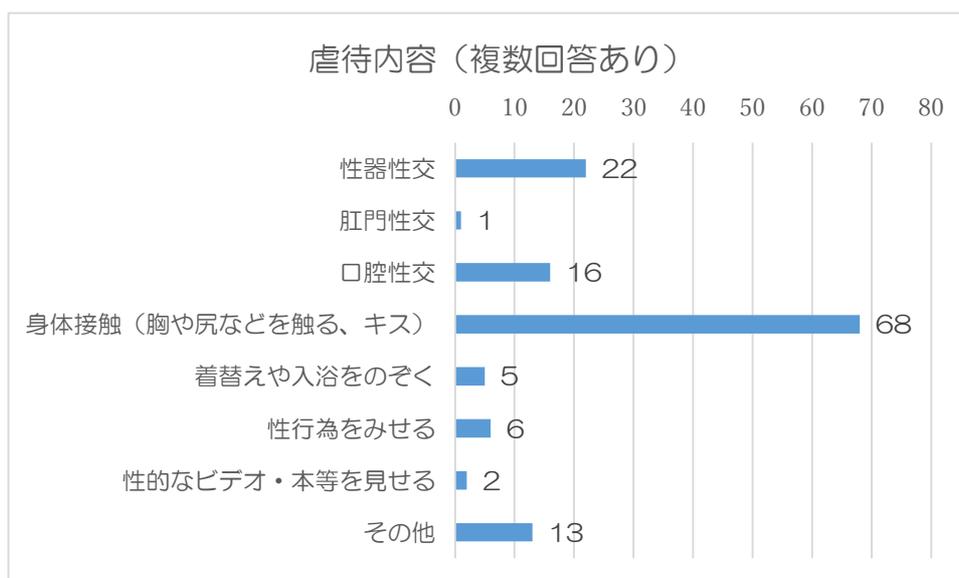
- 担当の児童心理司がついているケースは、「一時保護あり」が67件（71%）で、「一時保護なし」が28件（29%）であった。
- 今回、第2部の対象ケースを抽出する際、全311件（疑いを含む受理件数）のうち担当として児童心理司がついていたケースは128件であり、性的虐待・性被害が疑われるケースの41%に児童心理司がついていた。

エ 支援の状況



- 現在の支援状況は、「終結」が55件（58%）、「係属中（心理面接あり）」が33件（35%）、「係属中（心理面接なし）」が5件（5%）となっている。

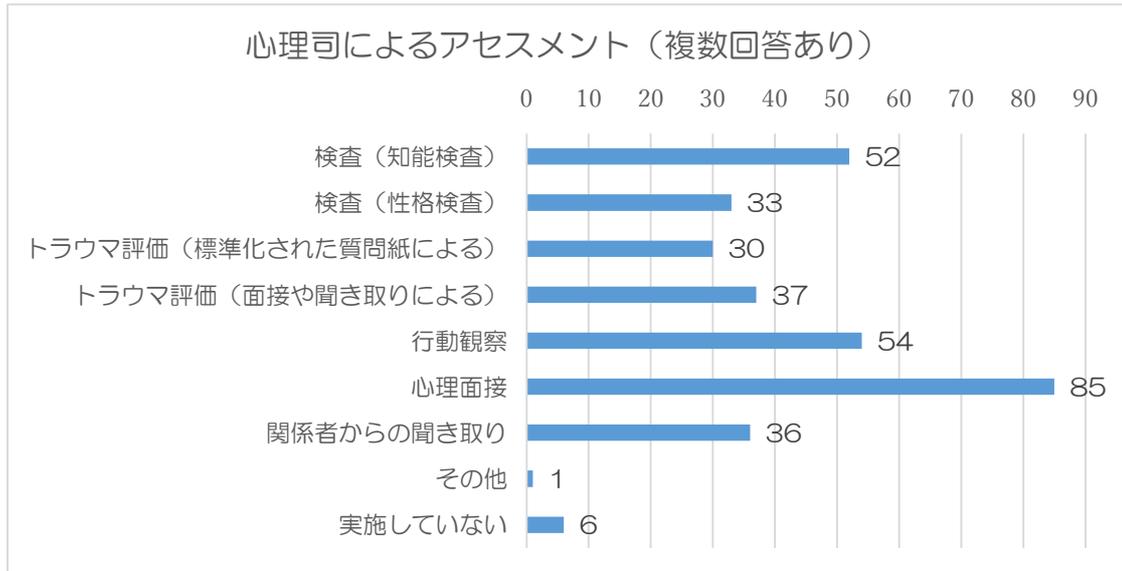
オ 虐待内容（複数回答）



- 「身体接触を伴う性行為」が68件と最も多く、次いで「性器性交」が22件、「口腔性交」が16件となっている。
- 「性器性交」「肛門性交」「口腔性交」の件数は合わせて39件で、実人数では24人

であった。これは、児童心理司の付いている95件中のうち25%に該当した。第一部（全体）の実態調査では、このような重篤な被害に遭っているケースは全体の21%であったため、児童心理司が付いているケースでは若干割合が多いといえる。

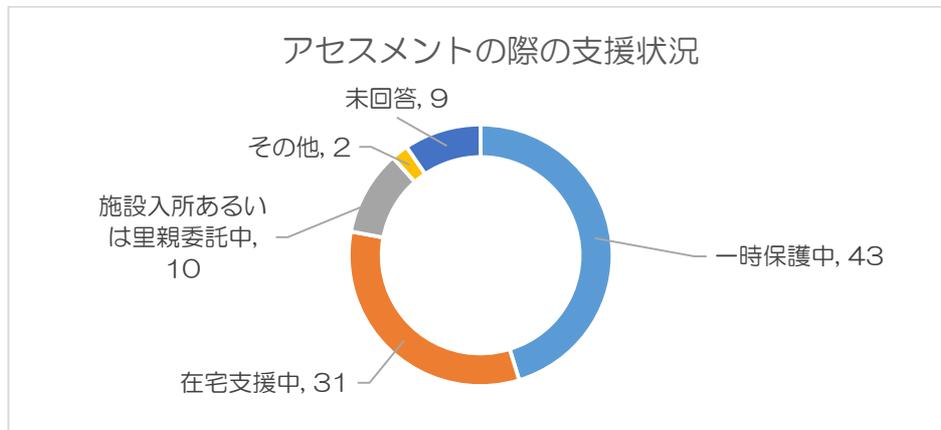
(3) 児童心理司のかかわりについて
ア アセスメントについて



・児童心理司が性的虐待・性被害を受けた子どもに対して実施するアセスメントの手段について、最も多かったのは「心理面接（85件）」であり、9割のケースで実施していた。次いで「行動観察（54件）」、「知能検査（52件）」の順で多かった。

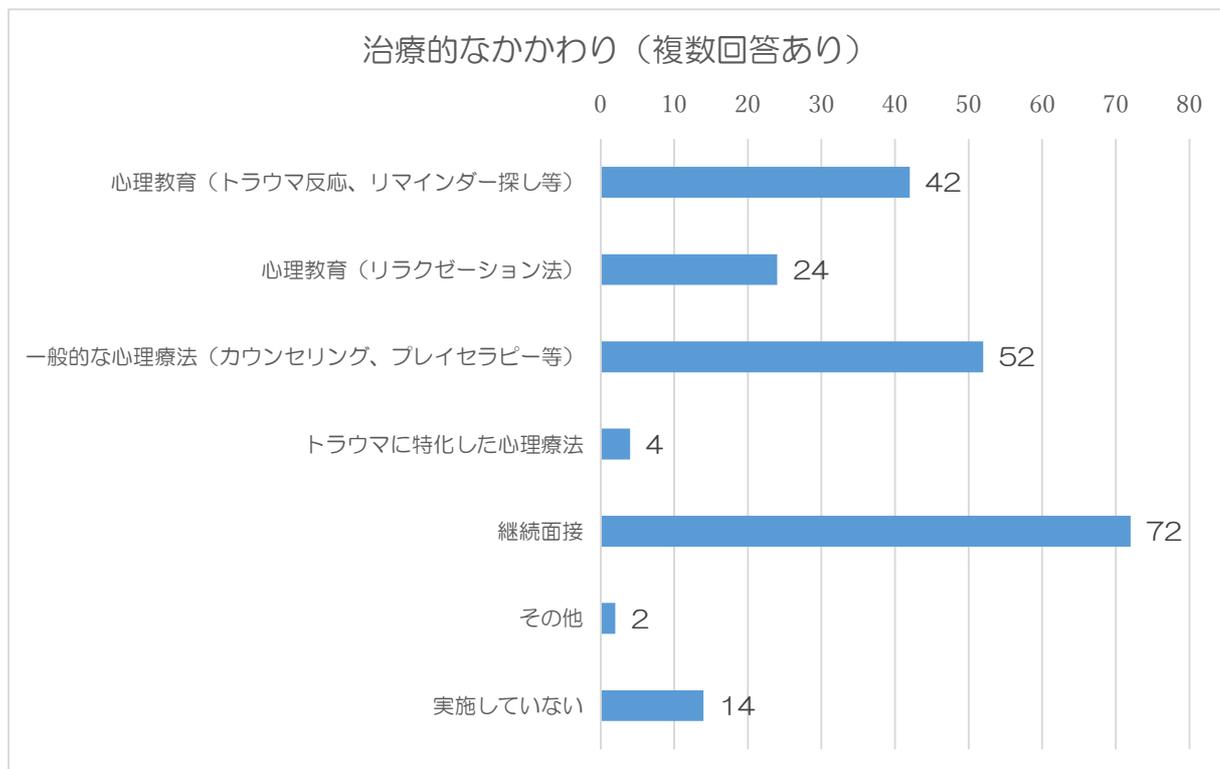
・「実施していない」ケースについては、別の主訴でかかわっていたところ性的虐待・性被害の話が出てきたため、テーマとして取り扱うことが難しかったというケースが多かった。また、担当児童心理司として付いたが子どもに会うことができず関わりなし、というケースもあり、児童心理司が関わることのできる枠組みの確保（ケースワーク等）が大前提となること分かる。

イ アセスメントの際の支援状況



・アのアセスメントが行われた際の支援状況は、「一時保護中（43件）」が最も多く、次いで「在宅支援中（31件）」、「施設入所・里親委託中（10件）」となっている。

ウ 治療的なかかわりについて



・児童心理司が行った治療的なかかわりは、「継続面接¹⁰」が最も多く 72 件（76%）であり、次いで「一般的な心理療法¹¹」が 52 件（55%）、「トラウマに関する心理教育」が 42 件（44%）、「リラクゼーションに関する心理教育」が 24 件（25%）となっている。トラウマに特化した心理療法は、4 件（4%）となっている。

・児童相談所で行われている治療的なかかわりは、継続的で安定した関係の提供であることが分かる。一般的に性的虐待や性被害を受けた子どもにはトラウマ関連の対応が必要となることが知られているが、児童相談所ではまずは大人との信頼関係を築くこと、継続した面接の枠組みの中で安心して子どもが表現できること、受容されることを目指しているといえる。トラウマ関連の対応としては、トラウマに関する心理教育を行いリラクゼーションなどの具体的な方法を伝えている。

10 継続面接と 11 一般的な心理療法…両者の明確な線引きは難しいが、「一般的な心理療法」はプレイセラピーや箱庭療法等、何らかの理論や流派・技法に則った心理療法を指し、「継続面接」は定期的な状況確認の面接を指す。

エ 治療的なかわりの頻度と支援状況

頻度	心理教育 (トラウマ反応、 リマインダー探し 等)	心理教育 (リラクゼーション法)	一般的な 心理療法 (カウンセリング、プレイセラピー等)	トラウマ に特化した心理療法	継続面接	その他
週に1回程度	16	5	22	1	13	
2週に1回程度	4	4	5	3	4	
月に1回程度	9	9	15		1	
2-3か月に1回程度	2	1	3		34	
半年に1回程度	3	3	2		6	1
1年に1回程度	1	2			3	1
その他	2		3		1	
未回答	5		2		10	

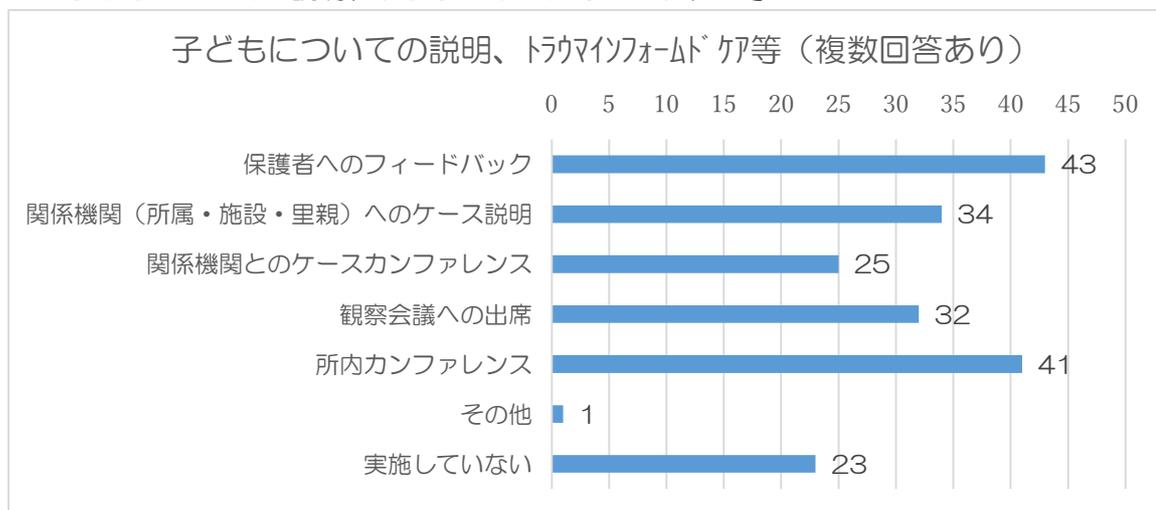
・治療的なかわりの頻度を尋ねたところ、上記の結果であった。「継続面接」は「2-3か月に1回程度」が最も多く、「一般的な心理療法」は「週に1回程度」と「月に1回程度」が多い。「トラウマに関する心理教育」は「週に1回程度」が多く、「リラクゼーションに関する心理教育」は「月に1回程度」が多い（太字標記部分）。

支援状況	心理教育 (トラウマ反応、 リマインダー探し 等)	心理教育 (リラクゼーション法)	一般的な 心理療法 (カウンセリング、プレイセラピー等)	トラウマ に特化した心理療法	継続面接	その他
一時保護中	22	12	21	2	11	1
在宅支援中	8	7	15		28	1
施設入所あるいは里親委託中	1	2	7	1	15	
その他	4	3	3		3	
未回答	7		6	1	15	

- ・治療的なかわりの際の支援状況も含めて結果をまとめると、「一時保護中」に「トラウマに関する心理教育」や「一般的な心理療法」を「週に1回程度」で行うケースと「在宅支援中」あるいは「施設入所・里親委託中」に「継続面接」や「一般的な心理療法」を「月1回～2-3か月に1回程度」行うケースが多いといえる。
- ・「トラウマに特化した心理療法」については4件しか実施がないが、少なくとも「2週に1回程度」の関わりが必要である。

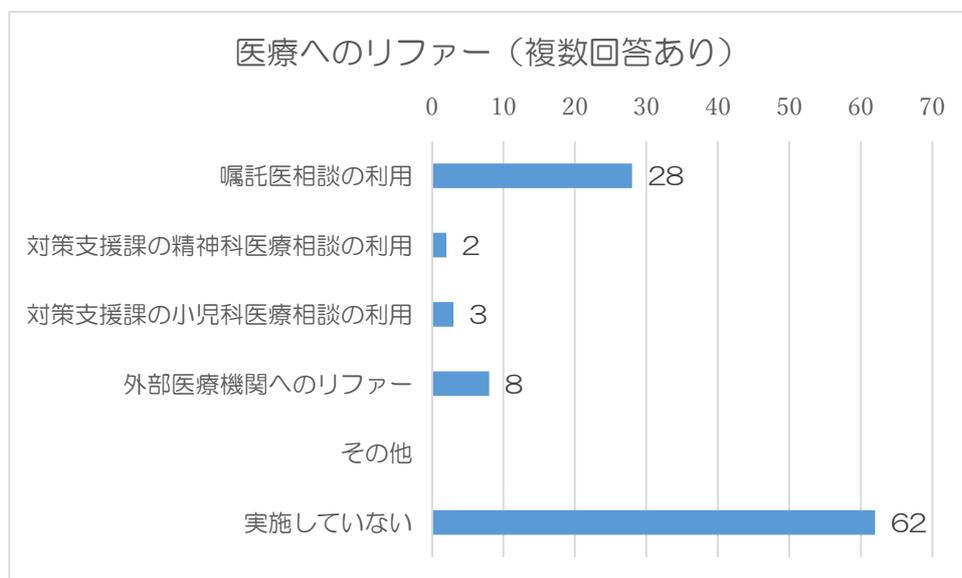
(4) その他の心理支援について

ア 子どもについての説明、トラウマインフォームドケア等



- 子どもについての説明やトラウマインフォームドケア（TIC）についての共有について尋ねたところ、43件（45%）で「保護者へのフィードバック」を実施していた。また、「所内カンファレンス（41件）」や「観察会議¹²（32件）」で子どもの見立てについて共有していた。「関係機関へのケース説明」も34件（36%）で実施していた。
- 性的虐待や性被害を受けた子ども自身について、また、TICについて子どもの周囲の人々に理解してもらい、共に支えてもらうことは非常に重要であるため、「実施していない（23件）」ケース（24%）の割合をどのように受け止めるかは、課題である。

イ 医療機関へのリファー



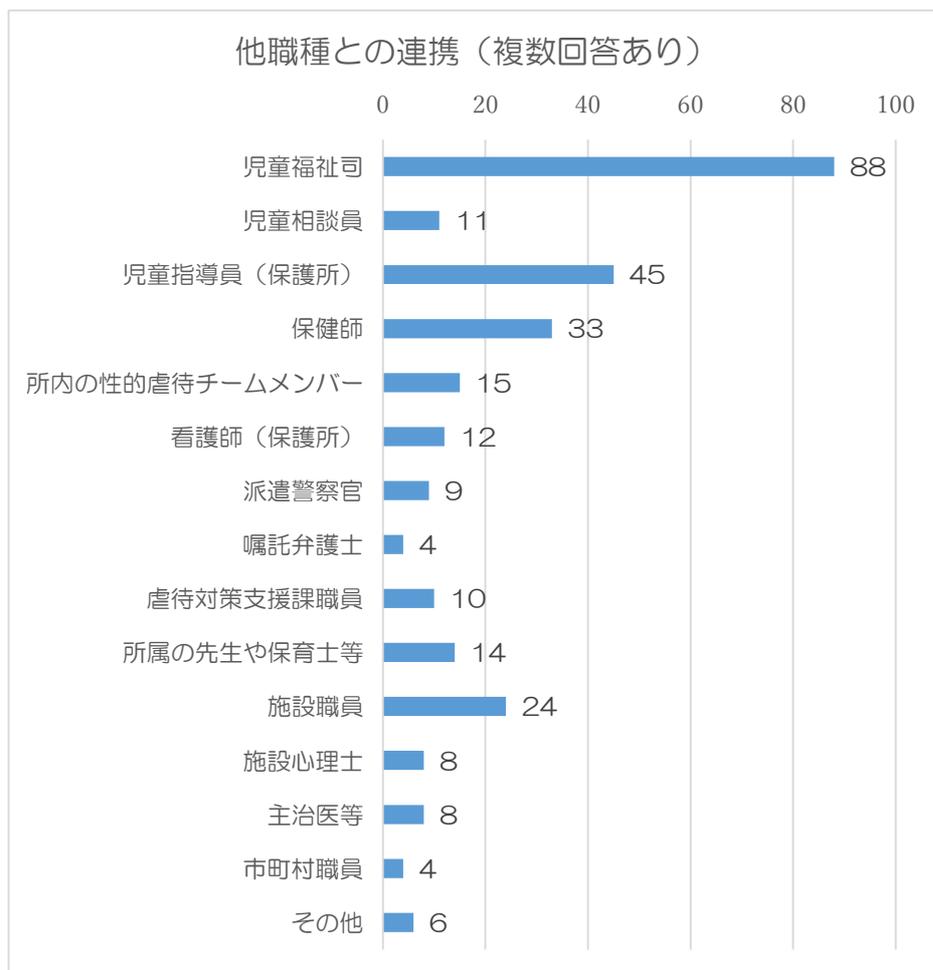
- 医療へのリファーについては、児童相談所の嘱託医（児童精神科医）の利用が28件（29%）であった。外部の医療機関へのリファーは8件（8%）で、医療へのリファーが不要と判断されたケースは62件（65%）であった。3～4割のケースについては、

12 観察会議…一時保護所の職員と担当児童福祉司や担当児童心理司が子どもについて情報共有を行う会議

何らかの形で医療の見立てが必要と考えられている。

- ・中央児童相談所虐待対策支援課で実施している医療相談の利用は、5件（5%）であった。

ウ 他職種との連携、チームアプローチ

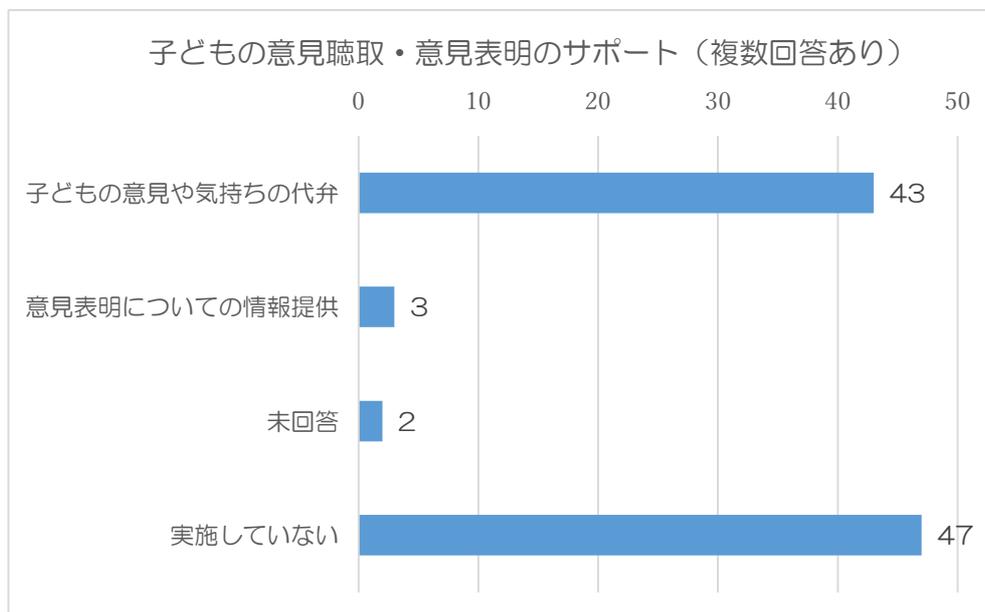


- ・他職種との連携では、「児童福祉司」が最も多く88件（93%）、次いで「児童指導員（一時保護所職員）」が45件（47%）、「保健師」が33件（35%）、「施設職員」が24件（25%）となっている。
- ・協同面接が必要なケースでは、「所内の性的虐待対応チーム¹³メンバー」15件（16%）や「派遣警察官」9件（9%）、「虐待対策支援課職員」10件（11%）といった職種・特定の役割を持つ職員との連携が行われている。
- ・「その他」は、「少年保護センターのカウンセラー」、「訪問看護師」、「親子支援チーム¹⁴」等であった。児童相談所の支援の強みは「チームアプローチ」にあると知られているが、児童心理司が多種多様な職種と連携していることが分かる。

13 性的虐待対応チーム：性的虐待対応は、協同面接のように特殊な対応が必要であるため、当県では児童相談所によって対応チームを置くことで経験や知識を蓄積・継承する工夫を行っている所もある。

14 親子支援チーム：神奈川県児童相談所では、親子の再統合支援をサポートする職員を配置しており各児童相談所に2名（児童福祉司・児童心理司）が勤務している。

エ 子どもの意見聴取等措置や意見表明のサポート

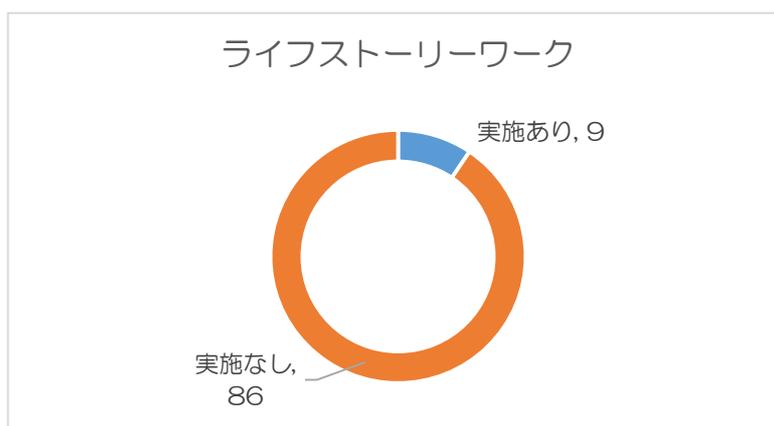


・子どもの意見聴取等措置や意見表明のサポートについては、「子どもの意見や気持ちの代弁」が43件（45%）、「意見表明についての情報提供」が3件（3%）、「実施していない」が47件（49%）であった。

・令和6年（2024年）施行の改正児童福祉法で法制化される前から、児童心理司は子どもたちの意見や気持ちを聞いて代弁する役割を果たしてきている。今回の調査対象となったケース（令和4年度～令和6年度）は、法施行前後に渡っているが、児童心理司が半数のケースにおいてアドボケートの役割を果たしていることが分かる。

・「実施していない」と回答している児童心理司が同じく半数いることについては、担当の児童福祉司と役割を分担している可能性が考えられる。

オ ライフストーリーワーク

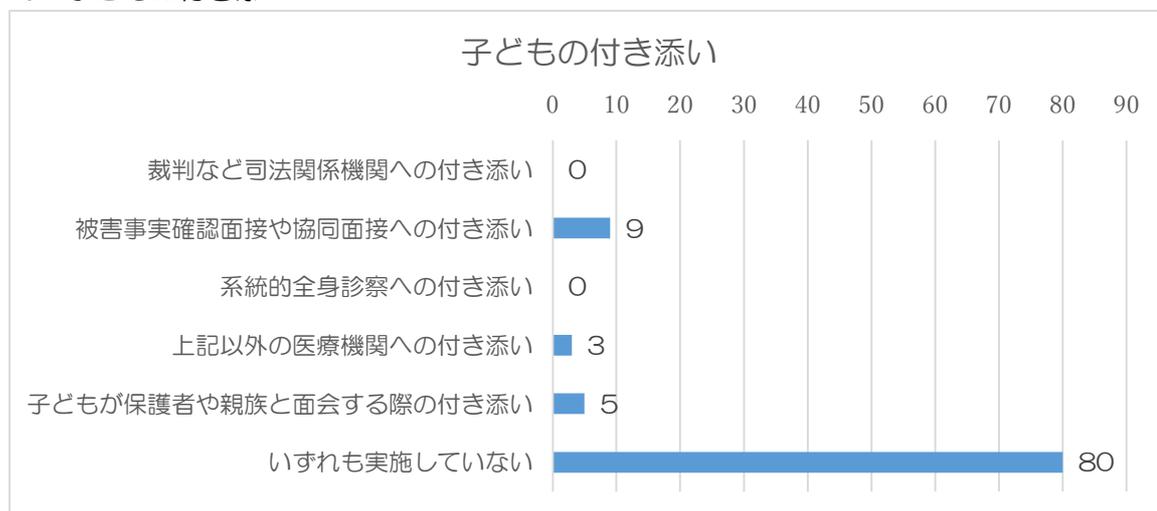


・ライフストーリーワークについては、実施が9件（9%）、未実施が86件（91%）であった。第二部の対象ケース95件のうち施設入所および里親委託ケースは20件、また自立援助ホームや児童自立生活援助事業の利用が7件である。対象ケースのうち在宅ケースがおよそ7割であるため、ライフストーリーワークの対象ケース自体がそもそも少ない。

・実施しているケースが9件と少なかったが、ライフストーリーワークの中で児童心理司

が果たしている役割としては、「子ども本人の希望などの聞き取り」が9件（100%）、「所内での打ち合わせや準備」が8件（89%）、「関係機関への説明」が1件（11%）、「実施後のフォロー」が2件（22%）となっている。

カ 子どもの付き添い



・子どもの付き添いについては、80件（84%）で実施していない。被害事実確認面接（協同面接）時や保護者面会、医療機関への付き添いがある程度であった。

(5) 子どもの気持ちの受け止めについて

ア 「子どもの困っていること」について

	受理直後	一時保護中	施設措置中	在宅指導中
被害事実自体に関すること	19	7	0	6
家族に関すること	25	19	6	22
加害者に関すること	6	2	1	4
ケースワークの見通しに関すること	6	13	2	0
保護所での対人関係	2	7	0	0
学校など所属での対人関係	2	2	0	11
所属での生活や進路、学業に関すること	2	1	3	6
施設生活に関すること	0	2	9	0
食事・睡眠・体調や医療、薬に関すること	2	2	2	4
趣味や余暇活動に関すること	0	1	0	0
協同面接や捜査機関に関すること	2	0	0	0
アルバイトや自立に関すること	0	0	2	1

・子どもが最も困ったり悩んだりしていたことについて担当の児童心理司に尋ねたところ、以上のような結果であった。受理(受付)直後は、「家族に関すること」が25件、「被害事実に関すること」が19件と多い。一時保護中には、「家族に関すること」が19件、「ケースワークの見通しに関すること」が13件と多く、「保護所での対人関係」の悩みも7件と出てくる。施設措置になると、「施設生活に関すること」が9件、「家族に関すること」が6件と多い。在宅の子どもについては「家族に関すること」が22件、「学校などの対人関

係」が11件と多い。

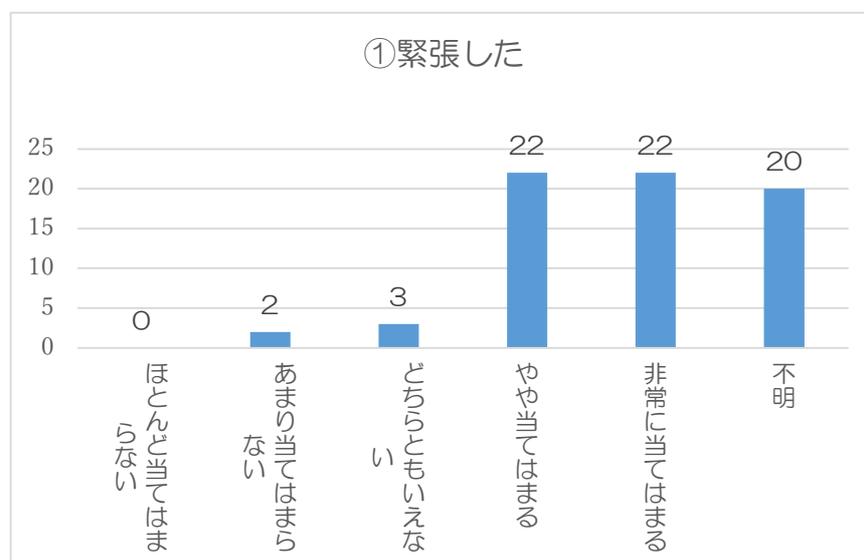
- ・結果を見ると、子ども達が置かれている状況や環境に特有の悩みがあることが分かる。そして、どの状況でも常に悩みの筆頭にあるのは「家族に関すること」である。子ども達が被害という出来事だけでなく、家族との関係のあり様に悩み続けていることが分かる。
- ・そして担当の児童心理司が常に子どもたちの気持ちに寄り添い、その時その時の悩みを受け止めていることも同時に見て取ることができる。

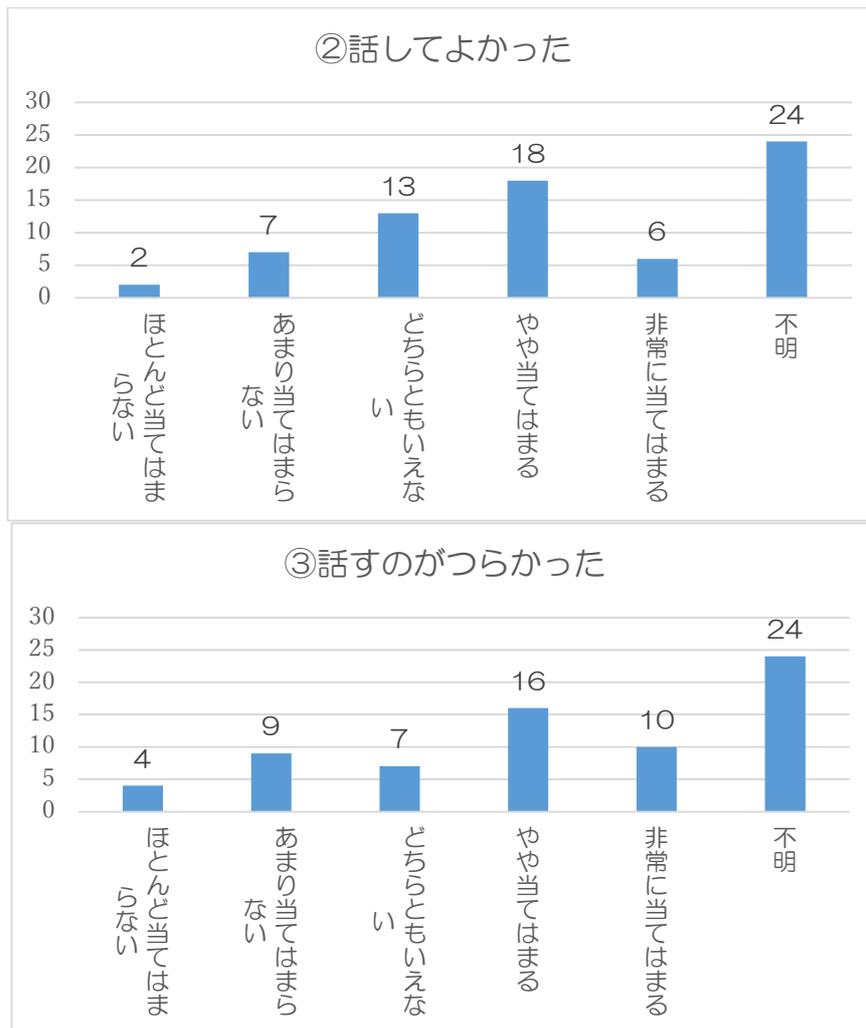
イ 被害事実確認面接（協同面接）について

- ・担当児童心理司から見た被害事実確認面接（協同面接）に対する本人の気持ちについて尋ねたところ、以下のような結果であった。

＊対象ケース 95 件のうち、司法面接プロトコルを使用した面接を実施していたのは 85 件であるが、この設問への回答数は①は 69 件、②と③は 70 件となっている。

- ・担当心理司が「不明」としたのは、3 割前後のケースであった。
- ・被害事実確認面接（協同面接）に対する「緊張」については、「不明」を除くほとんどのケースで「非常に当てはまる」「やや当てはまる」が選択されていた（64%）。子ども達がこの特殊な面接について緊張しながら臨んでいることが分かる。
- ・被害事実確認面接（協同面接）について、「話せてよかった」と感じているケースは 24 件（34%）であり「どちらともいえない」あるいは「あてはまらない」というケースは 22 件（31%）であった。
- ・被害事実確認面接（協同面接）で「話すのがつらかった」と感じているケースは、26 件（37%）であり、「あてはまらない」というケースは 13 件（19%）であった。





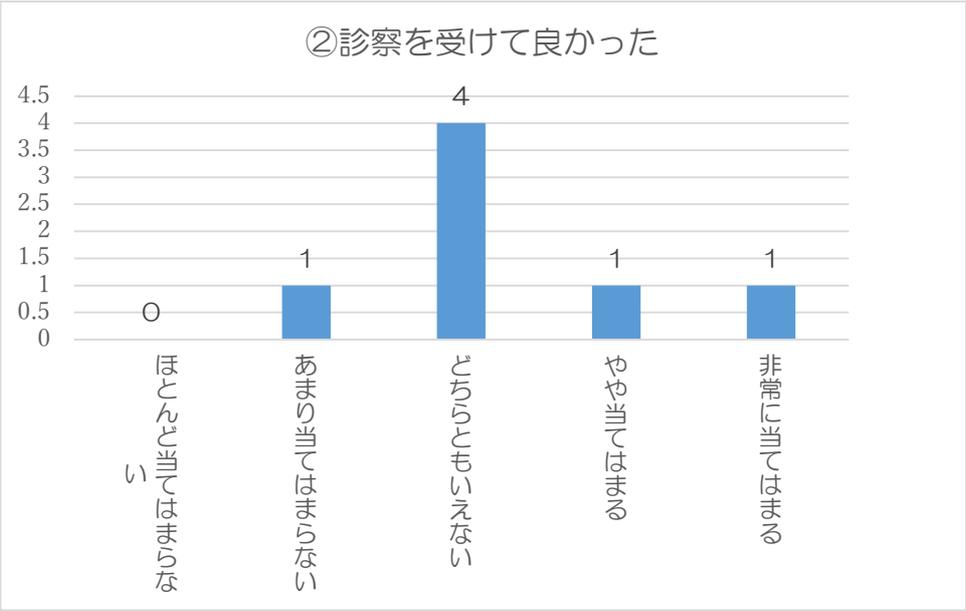
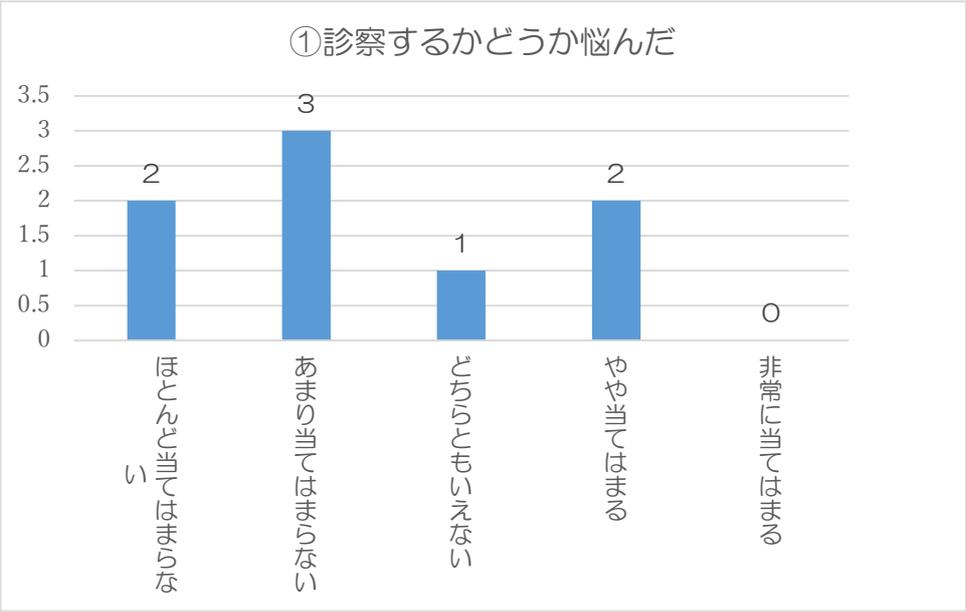
ウ 系統的全身診察について

・担当児童心理司から見た系統的全身診察に対する本人の気持ちについて尋ねたところ、以下のような結果であった。

*対象ケース 95 件のうち、系統的全身診察を実施していたのは9件であるが、この設問への回答数は①については8件、②については7件となっている。

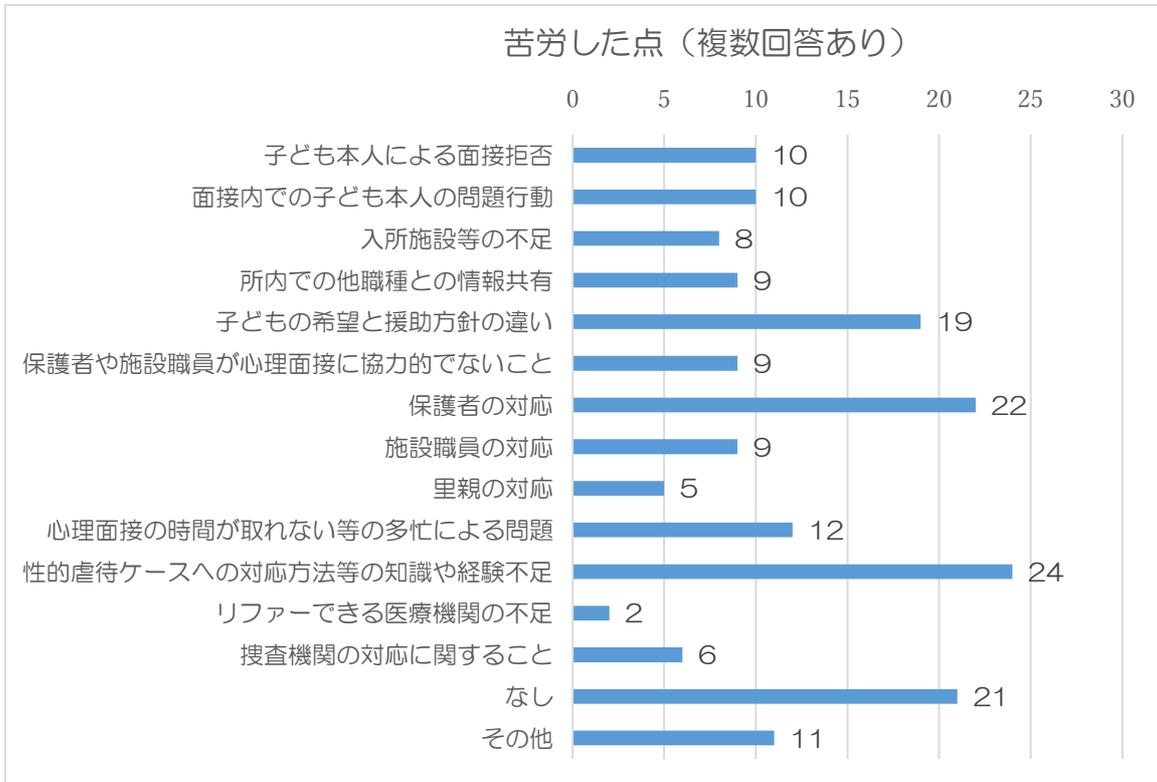
・ケース数が少ないため参考程度となるが、①診察については「悩んだ」に「当てはまる」とした件数（2件、どちらともいえないを含めて3件）よりも「当てはまらない」とした件数の方が多かった（「あまり」と「ほとんど」を合わせて5件）。

・②診察を受けた感想については、「どちらともいえない」が4件で最も多かった。一方で、「受けて良かった」に「当てはまる」とした件数も2件あった。



(6) 児童心理司自身の気持ちについて

ア 苦労した点



・児童心理司が関わりの中で苦労した点は、「性的虐待ケースへの対応方法等の知識・経験不足」が最も多く24件（25%）、次いで「保護者の対応」が22件（23%）、「なし」が21件（22%）、「子どもの希望と援助方針の違い」が19件（20%）であった。

18ページでも見たように、性的虐待・性被害のケースを担当している児童心理司の経験年数では、「3年以上5年未満」が最も多かった。児童相談所の経験年数が3年になるとすでに性的虐待ケースのような重篤なケースを任されるようになってくるが、児童心理司自身はまだ知識や経験が不足していると考えているようである。謙虚で真摯に学んでいく姿勢はどんな経験年数の児童心理司であっても一生持っていなければならないが、若手児童心理司へのサポートの必要性は感じられる結果である。

・「その他」は11件（12%）で、「施設内での子どもの問題行動」「子ども本人の知的な低さへの対応」「状態が改善されないこと」「学校の対応」「保護所や施設が遠いこと」「来所できない」等であった。

・「子ども本人による面接拒否」や「面接内での子ども本人の問題行動」といった子ども本人への対応の困り感は合わせて20件（21%）であるが、さらに子どもの周囲の関係者への対応、心理面接や児童心理司のかかわりに対する理解を得て枠組みを確保することの困難さや多忙といった課題も感じていることが分かる。

・中でも、「子どもの希望と援助方針の違い」については、性的虐待対応において特徴的な悩みなのではないだろうか。子どもを守る体制がなかなか整わないことで一時保護の長期化が起こりがちだからである。家に帰りたい、元の生活に戻りたいといったような子どもの思いと児童相談所の「安心・安全を守る」という方針の間に挟まれて苦悩する児童心理司の思いが表れている。

イ 性的虐待・性被害のケースだからこそ苦労した点

・性的虐待ケースが他の虐待種別ケースと比べて特に対応が難しいと思われることについて、自由記載で回答してもらったところ以下のような意見が挙げられている。

① ケース自体の困難さにかかわること

性的虐待・性被害のケースの困難さとして、自己評価の低さや解離等の症状がなかなか改善されないこと、性被害の影響が見極めづらいこと、年齢が小さい場合には被害についての認識が乏しいこと、被害による性行動化が児相との関係拒否につながってしまうこと、被害事実との直面化を促す必要がある場合の困難さやトラウマに触れる困難さ、等が挙げられている。また、性的虐待が起きるケースには、他の種別の虐待が併発あるいは多くの問題が重なっていたり、異なる主訴でかかわっていたところ被害が明らかになる等、ケース自体に複雑さがあるという指摘もあった。そして、安全を確保する為とはいえ、被害児の行き先や生活の選択肢がかなり狭くなってしまうこと、被害を受けた上に生活を変えなければならなくなることに對する担当者としての無念さ・理不尽さを感じている。協同面接に関連した対応の難しさについても挙げられている。

② 保護者や関係者、所内での困難さにかかわること

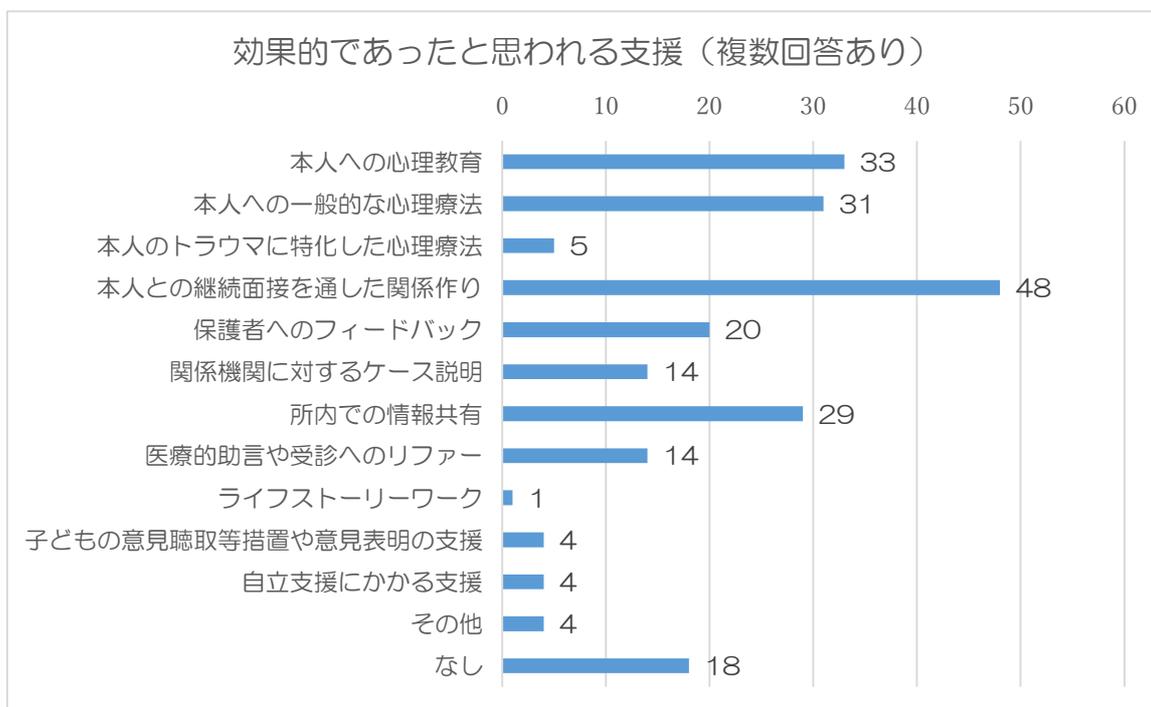
保護者に加害の自覚がない、非加害親への支援の困難さ等が挙げられているだけでなく、施設や児童相談所内での無理解についても苦労している様子がある。

③ 児童心理司自身の困難さにかかわること

性的虐待は極めてプライベートで独特な被害であるため、子どもを支える児童心理司自身が代理受傷に苦しむ様子が分かる。また、経験不足による対応の難しさについても触れられている。

① ケース自体の困難さにかかわること	被害児の特性	<p>漠然とした自己評価の低さがなかなか修正されないこと。</p> <p>被害による性行動化から、児相に繋がりにくくなる。</p> <p>受け身で奉仕的な面が強く、再被害に遭うリスクが高いところ。</p> <p>対人関係において、人との距離の近さが見られ、どう対応したらいいのか戸惑うことがあった。</p> <p>学校での悩みが性被害の影響なのか、一般的な悩みなのか分からないこと。周囲の人間はどうしても被害に結び付けてしまうため、対応が適切にならないか心配であった。</p> <p>異性との親和性が、一見社交性のある児とも捉えられるが、性的虐待の被害児であるという視点でみると全く違う捉えとなるなど、関わる人全てが性的虐待の知識が必要なところ</p>	
	トラウマに触れる困難さ	<p>本人がナラティブを回避したい気持ちに共感できるものの、直面化を促すことのしんどさを感じた。</p> <p>もうないから大丈夫と行為を軽視し、取り扱いたくない様子が見られ、それ以上語ろうとしなかった</p> <p>家族のことについて話したらない。本児の気持ち優先してやっていきたいが、CWからケースワーク上、求められることもあり難しく感じる。</p> <p>解離があったためトラウマについて触れることができなかった。</p> <p>子どもが被害について話したらないことが多い</p> <p>被害について踏み込むことに躊躇がある。再被害を防ぐために、何度も状況を聞くことが出来ないが、事実を本児とどう共有していくかが難しい。安定した生活環境を確保できない中で、あまりにも開示が進むと体調やメンタルの崩れにつながる不安があり、どこまで積極的に踏み込むかが難しい。</p> <p>本児の話に出てきた内容をどこまで掘り上げてよいか判断が難しい。</p>	
	多重問題を抱えるケース	性的虐待に加えネグレクトや身体的虐待が重なることで症状が複雑化するところに難しさを感じる。	
	主訴の変更	<p>相談ケースから性的虐待ケースに切り替わったことで、主訴が変わったことで、本児自身が対応に戸惑いが大きくなり、向き合うことが出来ず、対応に難しさがあった</p> <p>非行で受理し、性的虐待が分かったため、どのように接したらよいかわからなかった。</p>	
	低年齢児の困難さ	<p>低年齢であること、本児に被害の認識がないこと。</p> <p>虐待種別のケースと比べ、介入当初は本人に困り感がなく、どのように面接を進めていくのか、どういったタイミングで心理教育が必要なのか、初めての性被害ケースだったこともあり、見極め等にとても悩み、難しいと感じていた。</p>	
	生活の選択肢が狭くなる理不尽さ	<p>たとえ一見軽微と思われるような被害であっても、一度でも性的な加害のハードルを越えていることは、今後の加害者側の歯止めの難しさがあると考えられ、被害児の行き先や生活の選択肢がかなり狭くなってしまう。</p> <p>被害を受けた上に生活まで変えなければいけないこと。そこに寄り添うこと。</p>	
	協同面接関連	<p>一時保護中の他児との関わり（個人情報保持、協同面接への対応に関する情報の秘匿など）</p> <p>一度協同面接をしても、再度警察からの聞き取り等があるかもしれないからと、被害についての話題を避けなければならず、性的虐待の内容を話題にできなかったことでケアするまでも時間がかかったこと。</p> <p>協同面接のため、触れて良いことと触れてはいけないことがあるため、その線引き。</p> <p>児童から捜査機関の対応に関する質問があった際、回答が難しい。</p> <p>被害確認面接後に混乱が大きかったケース。話してよかったのか、自分のせいではないか？等々。リーフレット使用しフォローしたが、面接直後ではなかった。被害確認実施時は終了後のフォロー体制まで決めておけるとよいと感じた。</p>	
	②保護者や関係者、所内での困難さにかかわること	保護者支援の課題	<p>性的な被害については本人の主観的体験が大事にされるべきだが、家族に加害の自覚がないと被害的だと捉えられてしまう場合があり、その先の支援に結びつかず難しいと感じる。</p> <p>性的虐待ケースの多くが母子関係の課題をはらんでいると主観的には感じており、加害親との分離後の母親支援が難しいと感じた。母親が安定しないと子どももトラウマケアに応じないので苦労する。</p>
		所内、関係機関の無理解	<p>児相という組織が男性優位で、性的虐待に関する認識、判断が男性優位で行われ、女性被害者の心情理解に乏しいと感じられたこと。</p> <p>本人からの開示がないと加害者のいる自宅へ帰らざるを得ない状況であった。また開示内容を上席が被害として認めず自分も二次被害を受けたこと。</p> <p>施設入所後もSNSで知り合った男性からの再被害があった。性的虐待を受けた児童が再被害にあいやすいこと、自分から被害にあいにくいように見えてしまうことが施設には理解してもらえず退所となった。所内でも一部職員の理解のなさを感じた（本児自身を問題視するなど）。</p>
	③心理司自身の困難さにかかわること	代理受傷	<p>写真などの証拠を見ることで自身の考えにも影響が出てしまうこと。また、心理司自身が傷つくことがあること。</p> <p>被害確認面接は直接聞いていないですが、後から記録を見て、かなり詳細にかいてあるため、しんどい気持ちになります。特に同性なことも影響しているかもしれません。</p> <p>トラウマナラティブの内容に吐気をもよおし、加害者に対する怒りの感情を強く持ったこと。</p>
経験不足		<p>ケース数が少ないことによる対応の経験不足</p> <p>対応に不慣れであったために初期対応の判断を誤った。</p>	

ウ 効果的であったと思われる支援



・担当の児童心理司が効果的であったと考えている支援で最も多かったのは、「本人との継続面接を通じた関係作り」であり48件（51%）、次いで「本人への心理教育（33件）」35%、「本人への一般的な心理療法（31件）」33%となっている。

・基本的には、児童心理司が「効果的であろう」と考えて実施しているのであるから、実際に行っている治療的なかかわり（23ページ）の数と比較してみる必要がある。23ページでも述べたように、児童心理司は子どもがどのような行動化を起こそうとも、変わらず安定した継続的なかかわりを提供することを通して、子ども自身が大人を信頼し自身の存在を肯定できるよう、地道な支援を行うことが重要だと考えていることが分かる。

・「なし」と回答したケースが18件（19%）にのぼることが課題である。児童心理司が自身のかかわりが役に立たなかったと考えているのか、そもそも支援を行う枠組みが整わなかったのか、また他の理由があるのかが不明である。

エ 工夫した点

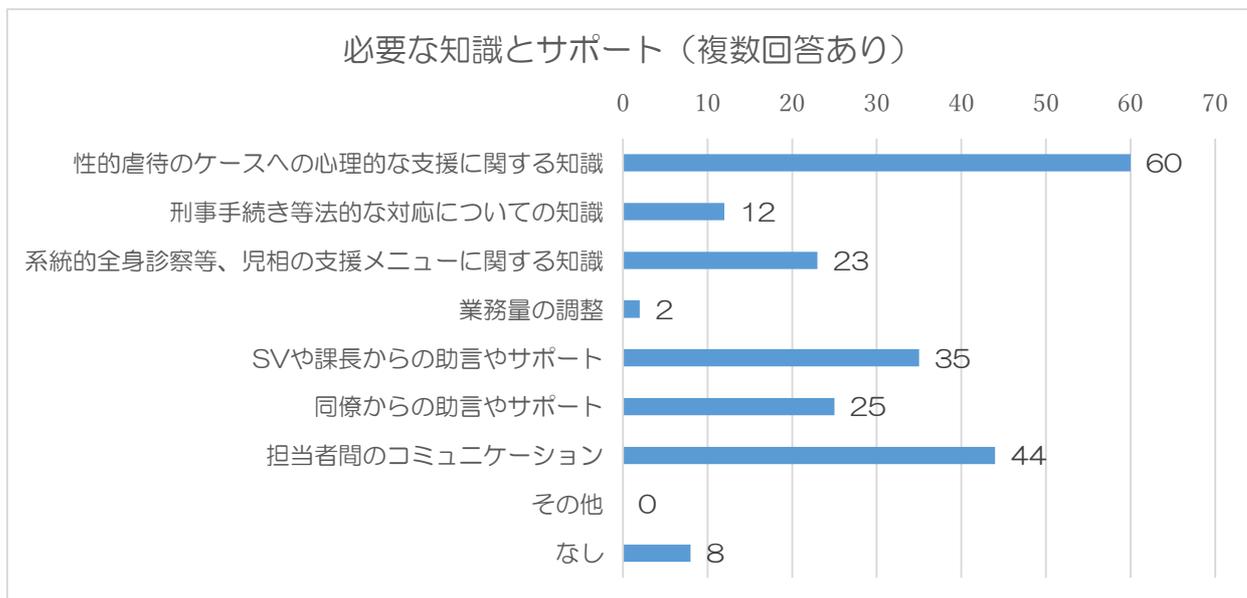
児童心理司が工夫した支援について、自由記載で尋ねたところ、以下のような内容であった。最も多かったのは、子どもとの関係構築（18件）であり、「些細なことでも吐露しやすい関係作りを行った」「本児が語りやすいような関係づくりを行った」等、子どもに安心感を持ってもらえるような働きかけを行っている。その中で「基本的なことですが、約束を守るということ」「職員に対する要求がエスカレートする傾向があったため、関わりの枠について意識した」等、関係性の枠を意識していることが子ども・児童心理司双方を守り、継続的な関係構築に寄与していると考えられた。

面接導入の工夫（11件）としては、子どもが関心をもっている話題から面接に導入する工夫を行っている児童心理司が多かった。面接では、リーフレット等や玩具など様々なツールを使用し（4件）、「周囲の意向に沿う話が多かったので「あなたはどう思う？」「どうしたい？」と尋ねるようにしていた」など、質問の仕方を工夫していた（3件）。その他、子ども自身や

子どもの周囲の大人に対して、子どもについてしっかりと説明を行っていた（「子どもへの説明（5件）」「関係者へのケース説明（4件）」「保護者への説明（3件）。」

工夫した点	件数
関係性の構築	18
面接導入の工夫	11
子どもへの説明、心理教育	5
ツールの利用	4
関係者へのケース説明	4
質問の仕方の工夫	3
アセスメントの活用	3
保護者支援・保護者への説明	3
急がない	1
CWとの仲介	1
他職種連携	1

オ 必要なサポート、知識等



・性的虐待・性被害ケースに対応するにあたって必要な知識およびサポートについて尋ねたところ、最も必要とされているのは「性的虐待ケースへの心理的な支援に関する知識」で60件（63%）、次いで「担当者間のコミュニケーション」44件（46%）、「SVや課長からの助言やサポート」35件（37%）となっている。

カ 性的虐待・性被害のケースを担当して感じたこと

・ケースを担当して感じたことについて自由記載で尋ねたところ、以下の回答があった。

ケース自体の難しさ	親支援の不足	1
	性の課題のみにとらわれないこと	2
	加害者の分離による経済的影響	1
	依存的で不安定な対人関係の難しさ、本人の課題	5
	知的な能力の課題	4
	複数の虐待、多問題	1
	自立準備に時間が取られて気持ちを扱う時間がない	2
本人とのニーズ消去	本人のニーズ	4
	開示しなくなった	1
支援の枠組みに関すること	通所枠の継続的な確保の難しさ	1
	担当者間の情報共有	1
	介入、リファが遅い、引き継ぎケースのための無念	4
	体制面の課題	2
他機関との連携	施設との難しさ	2
	警察に伝えたい	1
知識習得	知っていることが重要	2
	知識不足を感じた	3
	難しい（心理教育のタイミングなど）	1
	ケースから学んだ	3
心理司の思い①できているのだろうか	伝わっただろうか、伝えること	3
	伝えられた	1
	もっとできることがあったのではないか	2
	役に立っただろうか・役に立っていない・支えきれなかった	3
	しんどい	2
	先輩に相談できてよかった	1
	悩みながらの支援	2
心理司の思い②やるせない、せつない	家庭に戻さなくてはならないやるせない、安全を確保できない難しさ	3
	本児ばかりが我慢しなければならぬ	1
	長期の保護について	2
心理司の思い③寄り添い信じること	一緒にがんばる	2
	本人の力を信じること、見つけること	1
	寄り添うこと、向き合うこと	3
	開示したことへの後悔に寄り添う	4

① ケース自体の困難さについて

33 ページでも触れているように、性的虐待・性被害のケースには固有の困難さがある。被害の影響による子ども本人の症状や課題については、例えば以下のような記載がある。

「当該ケースはベースにネグレクトがあり、(中略)虐待や暴力が複数重なっていた。交際男性に依存したり、男性との関係がうまくいかなくなると家族のもとに帰ったりと、依存的で不安定な対人関係であることが難しく感じた。」

また、子ども本人の知的な能力の課題については、

「知的障害を有する児であるため、本児に対しどのような心理教育を行うべきか悩んだ。また、距離感等の本児を守るための性教育についてもうまく伝えられていないのではないかと不安が残った。」のような記載に代表される支援の困難さがある。

親支援の困難さについては、

「性的虐待以外にも、母親のネグレクトや能力的な低さが顕著であった。(中略)支援の必要性を母が感じているのか感じていないのか不明であった。」というケースが目立つ。

また、加害者からの分離による影響については、

「加害者が分離したことにより世帯の経済的な課題が大きくなり、一時保護解除まで長

期間を要した。加害者との分離の難しさや、世帯全体への影響の大きさを感じた。」とあり、子どもと家族が受ける影響の大きさが分かる。

② 本人のニーズについて

本人のニーズは相談支援の中核であるが、そのニーズが消失したり異なってしまうことによる苦悩が見られる。

「児童が家庭復帰を望む気持ちもあり、一時保護後は性被害について開示をしなくなったことで支援が難しかった。」

「本児の主訴は母子関係相談で通所中に本児から開示があった。しかし本児の主訴は変わらず母子関係であり、トラウマケアには拒否的で、途中で開示があったときの難しさを感じた。」

③ 支援の枠組みについて

支援の枠組みに関する記載は、児童心理司へのオーダーに時間がかかっていたり、子どもと会える枠組みの欠如、業務量の調整に関することであった。

「状態が重く、もっと早く児相は介入ができなかったのだろうかと思うことがある。」

「保護者が通所に応じづらい状況であるため、子どもの状況を把握する手段が無く困っている。」

「業務量の調整はしてほしいと感じた。性的虐待ケースは、どうしても施設や保護者支援、継続的心理面接など時間が必要になるので、他のケースと同様の業務量と判断されると負担が大きい。」

④ 他機関連携について

施設や警察についての記載は以下のようなものがあった。

「ストレスによる行動化が顕著であるため施設では指導されることが多いことから、本児の傷つきにフォーカスした支援を施設と共有することが難しいと感じた。」

「保護者が警察に相談を勧められた少年保護相談センターや当所を含め、あちこちの相談機関に通い、カウンセリング疲れを起してしまう状態だったので、現場の警察官にも相談機関を増やすことの危険性を理解して欲しいと思った。」

⑤ 知識の習得について

児童心理司が自身の知識不足、ケースから学ぶことについて触れている記載には、以下のようなものがあった。

「長期に渡って性被害を受けることは、人格形成に影響を及ぼすことを改めて知った。」

「一般的な被害確認面接の流れやトラウマ治療の流れ・児相の限界を知っておく必要性を強く感じるケースでした。」

⑥ 子どもに対する思い

児童心理司がケースを通じて子ども達に対して感じていることに関する記載は、「自身は役に立っただろうか」「もっとできることがあったのでは」という思いや「悩みながらの支援」であることである。

「ケースの状況から心理面接が途絶えてしまったが、ケースを引き継いでから半年間でもう少しできることがあったのではないかと考えることがあります。」

「性被害のことよりも自分の発言によって家族が崩壊してしまったことへの後悔の念が

とても強かった。開示したことが本児にとって良かったことを伝え続けたが、役に立ったかどうかはわからない。辛さがとても伝わってくるケースだった。」

「在宅に戻ってからは虐待による症状が表出されていき、日常生活にも影響が出ている中、本児にこういった支援ができるのか日々悩みながら支援をしていた。ただ周りに相談できる先輩心理司がいたことは安心感に繋がっていた。」

その中で子どもたちが置かれた状況の「理不尽さややるせなさ」に心を痛めている。

「入所施設の確保が出来ずに長期の一時保護になってしまった。」

「加害者（加害を認めていない）のいる家庭に戻す結果となるやるせなさ。」

「家庭引き取り後の加害者との距離の取り方について、同居が解消されない中で子どもの心身の安全を確保する難しさを感じた。」

そして、そうした中でも「子どもの力を信じ、寄り添い続けること」「一緒に取り組むこと」が語られている。

「誰かに相談する目的が必ずしも解決だけを求めているわけではないこと。身近な大人に聞いてほしい、知っておいてもらえるだけでいいという思いは、思春期ではよくあると感じた。」

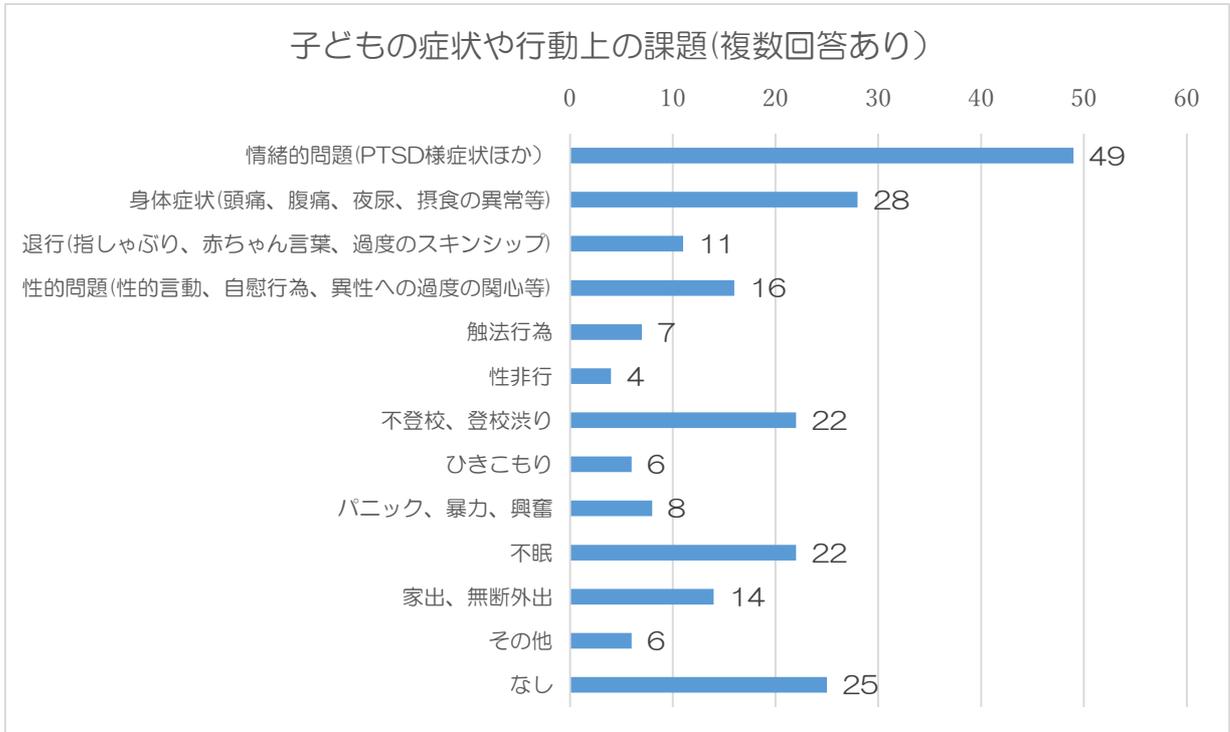
「当該ケースは日本の文化と他国の文化の違いが影響している部分もあったため、本児の捉え方に寄り添うことが大事だと感じた。」

「本児の体調や情緒の波もある中で「今回の面接ではこういうことを扱ってみよう」ということが叶わないこともあり、現在は、ケース終結を見据え、本児の生きる力探しを一緒に見つける、または心理司が気づいた本児の力を伝えていくことを念頭に面接を実施している。」

「性的虐待、心理的虐待の影響として、今現れている症状だけではなく、今後起きてくるであろう、本人が苦戦する可能性について本児とポジティブに共有していきたい。」

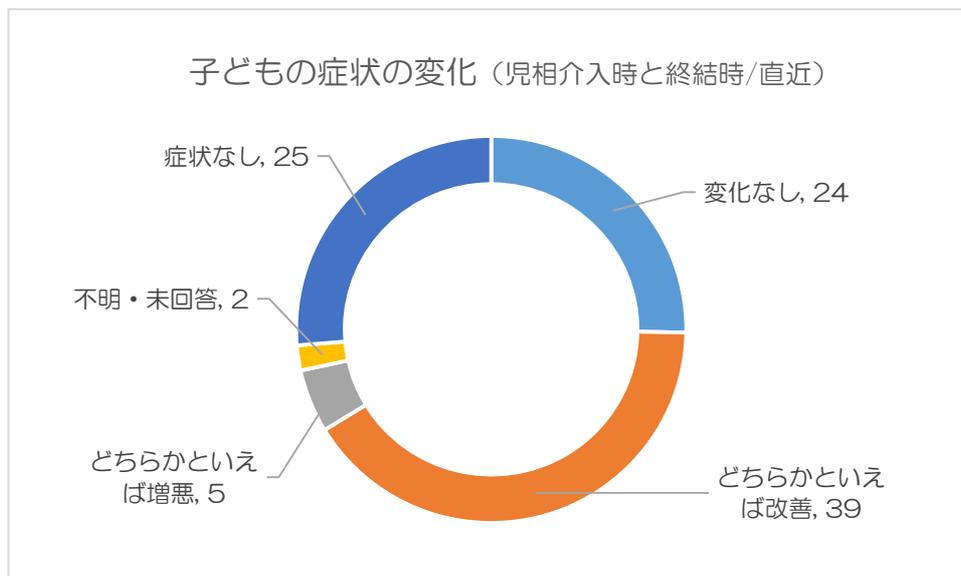
(7) 子どもの状態について

ア 子どもの症状や行動上の課題について



・担当者が認識していた子どもの症状として最も多かったのは、「情緒的問題（PTSD 様症状、うつ状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等）」で 49 件（52%）であった。次いで、「身体症状（頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等）28 件（29%）」、「不登校や登校渋り」22 件（23%）であった。一方で、調査時点で明らかな症状が見られなかったケースは 25 件（26%）であった。

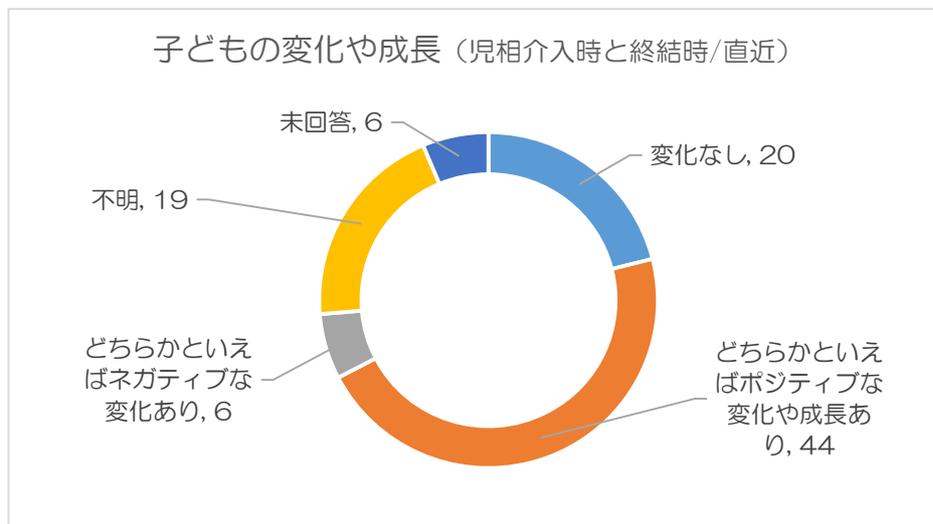
イ 子どもの症状の変化



・児童相談所が介入した時点と直近（あるいは終結時）の子どもの症状の変化について

は、95 ケース中 39 件 (41%) で「どちらかといえば改善」していると認識していた。一方で、「どちらかといえば増悪」したとの回答は5件 (5%)、「変化なし」が 24 件 (25%) であった。

ウ 子どもの変化や成長



・また、児童相談所が介入した時点と直近 (あるいは終結時) で子どもの変化や成長があったかどうかを尋ねたところ、95 ケース中 44 件 (46%) で「どちらかといえばポジティブな変化や成長あり」と認識していた。一方、6 件 (6%) で「どちらかといえばネガティブな変化あり」と認識しており、「変化なし」とされたのは 20 件 (21%) であった。おおむね、前項の「子どもの症状の変化」と同様の結果であった。

エ 子どもの変化の具体的内容

・子どもの変化の具体的内容を自由記載で尋ねたところ、以下のような回答があった。ポジティブな変化で最も多いのは、「自分の気持ちが言えるようになった・相談できるようになった」で8件であった。また、「自立に向かって頑張っている」「目標を語るようになった」等が6件、「家族との関係改善」「保護者の変化」等が5件となっている。「精神的に安定・イライラしなくなった」「PTSD 症状の改善」「問題行動の改善」は、4件であった。一方で「問題行動の増加」「崩れた」等も5件あった。

ポジティブな変化		ネガティブな変化	
自分の気持ちが言えるようになった・相談できるようになった	8	継続的にかかわれなかった	4
自立に向かって頑張っている	4	不安感が増した・問題行動が増加	4
家族との関係改善	4	のちに症状が出るかもしれないと心配	3
目標を語るようになった	2	崩れた	1
人とのかかわり方を学んだ	2	ケース閉止後のフォローに課題	1
精神的に安定・イライラしない	2		
表現できるようになった・子供らしくなった	2		
現実に適応するようになった	2		
登校できるようになった	1		
入学できた	1		
問題行動の改善	1		
保護者の変化	1		
心理教育の内容理解	1		
PTSD症状の軽減	1		
罪悪感が薄くなった	1		
睡眠がとれる	1		
整理できた	1		
笑顔が増えた	1		
自分の気持ちを大切にするようになった	1		
異性との距離に気を付けるようになった	1		

5 考察

考察にあたり、まず、前回調査（第5回）とのケース数の違いについて述べておきたい。前回調査（第5回）の調査対象年は、平成29年度～令和3年度までの5年間であり、今回調査（第6回）の調査対象年は、令和4年度～令和6年度までの3年間である。したがって、集計・分析対象となったケース数は、前回調査（第5回）では281件（事実ありとしたケース）、今回調査（第6回）では204件（事実ありとしたケース）である。

また、虐待対策支援課が児相システムから確実に「事実あり」と読み取れるケースのみを分析対象としたことを報告したい。2ページでも述べたように、61件については児相システムから虐待の事実（あるいは性被害の有無）の有無が明確に読み取れず、集計・分析から除外した。虐待の「事実なし」と明確に読み取れたケースは、46件であった。

第4回の調査（67ページ）では、「児童相談所が虐待の事実なし」と判断した事例の分析が行われている。その中で「子どもの撤回」について「性的虐待順応症候群においては、子どもが被害の訴えを「撤回」することが一定の割合で生じる」とされているが、今回の調査でも受理の段階で性的虐待・性被害が疑われる情報があり子どもに事実確認をしても開示がないケースが10件あった。また、今回調査ではそもそも子どもに事実確認をしないという判断に至ったケースあるいは子どもの拒否により事実確認ができないケースが36件あった。

これらのケースの中には、子どもが被害開示について逡巡しているケースもあると考えられ、所属モニター等を丁寧に継続していく必要性が感じられた。

（1）第一部「実態調査」結果について

まず、第一部の「実態調査」の調査結果を踏まえ、以前の調査と変わらない性的虐待・性被害の特徴についてまとめる。

- ① 被害児童は、「女兒」「2割が知的障害・境界域の知的水準」。
- ② 家庭は、「実父母家庭」、ただし「再婚家庭・ひとり親家庭」の発生割合が高い。
- ③ 虐待者は、「実父」「養父」「30～40代」「就労状況は安定」。「実兄」も多い。
- ④ 虐待内容は、「身体接触」だが、約4人に1人が「性器性交」や「口腔性交」等の重篤な被害に遭っている。
- ⑤ 発見の経緯は、「学校職員」「実母」に対する「子どもの告白」。
子どもが直接、「児童相談所」へ連絡するケースも多い。
- ⑥ 児童相談所への通告は、「学校」から来る。
- ⑦ 重複する虐待は、「ネグレクト」である。
- ⑧ 終結理由は「再発防止指導による安全確保」
- ⑨ 児童相談所の支援は「継続指導」で、支援期間は「1年未満」

次に、今回（第6回調査）の結果の特徴を挙げて考察する。

① 被害児童の年齢層が広がっている

「子どもの年齢(受理時)」は、中学生年齢で多い傾向が第1回調査時から続いているが、前回（第5回）から小学校高学年年齢の件数が増えている。さらに、今回の調査では「16歳」も増加しており、「11歳～16歳」という幅広い年齢層で被害および被害開示があることが分かる。

ネットの普及により比較的 low年齢から様々な情報に接することができるようになり、子ども達が自身の被害について認識したり、訴えることが可能になっていること、開示に関する逡巡を経て高校生になりようやく開示ができるといったケースも増えている可能性がある。

② 加害者として「その他」が増えている

6ページでも触れたように、今回の調査では加害者として「その他」が増えている。子どもの所属における「同級生や上級生」からの被害、「教員・塾講師」など子どもの周囲にいる大人からの被害の訴えが増えており、家庭内の虐待被害だけでなく家庭外での被害についても児童相談所につながるケースが増えているといえる。こういったケースに対する児童相談所の支援としては、被害児の心身のケアや保護者へのサポート等があるが、児童虐待への対応だけでなく一般性被害に対する対応も求められるようになってきている。

③ 一時保護率および一時保護期間の増加

一時保護をしたケースは、受理した性的虐待・性被害事例（事実あり）のうち53%であり、第5回調査の41%と比較すると10ポイント以上増加していた。一時保護期間については、前回調査時よりも短期間の保護が減少し、長期間の保護が増加している。児童相談所が子どもの安全確保のための環境調整に苦勞していることが読み取れる。多忙や施設入所枠の問題、家族関係調整の困難さ等によりケースワークの進展に時間を要しているということであれば、子ども本人にとっては由々しき状況である。

④ 虐待者との分離「あり」のケースは増加、分離の状況は「すでに分離」が増加

終結時(あるいは調査時)に虐待者と子どもの分離が行われていた事例は、65%であり、前回の調査と比較すると増加している(第2回調査56%、第3回調査69%、第4回調査78%、第5回調査60%)。ただ、第4回調査時と比較すると10ポイント以上低い数

値である。きょうだい間性被害の増加を考えると、分離の困難さがあることは想像に難くない。また、終結時の「分離の状況」について「すでに分離」が多いという結果は、家族外での被害の増加が影響している可能性がある。

⑤ 終結理由で「未終結」が増えている

終結の理由として最も多かったのは「未終結」である。先述のとおり、今回の調査では令和4～6年度の3年間という短期間に受理されたケースを対象としていることも影響している可能性があるが、③の「一時保護期間の増加」という結果を考慮すると他方では子どもの安全確保に苦労している可能性もある。

前回（第5回）の調査報告で、コラムを担当した原口医師からは「加害者と分離し、安全が確保できたから終結する、ということで良いのだろうか」といった問題提起がなされている。被害を受けた子どもたちのケア、長期にわたって経過観察ができるシステムの構築についての指摘だが、この「未終結」が増えたという結果をどのようにとらえるべきか、第二部の結果を含めて考えたい。

⑥ 子ども本人から児童相談所への直接の訴えの増加

前回（第5回）の調査では「最初の告白相手」について、「学校」、「実母」、「その他」の順で多かったが、今回の調査では「その他」、「学校」、「実母」の順で多くなっていた。「その他」の内訳を見ると、「児童相談所職員」が最も多く25件であり、前回の4%から12%へと増加している。LINE相談等子どもがアクセスしやすい方法の提供や児童相談所自体の知名度の上昇、メディアで性的虐待や性被害について取り上げられることによって被害の認識がなされるようになった等の影響が考えられる。

⑦ 被害事実確認面接（協同面接）の面接機会の増加

前回（第5回）の調査で「被害事実確認面接の面接者」は、「警察」が最も多かったが、今回調査では「児相職員」が最も多かった。平成28年から三機関協同面接が実施されているが、神奈川県では早くから「司法面接のスキルを使った被害確認面接」に取り組んできている。前回の調査報告書でも触れたように、面接プロトコル所持者の面接技術の維持・向上は課題ではあるが、子どもの発達や対応に精通した児相職員に求められる役割は今後も大きいといえる。

（2） 第二部「児童心理司による支援についてのアンケート調査」結果について

今回の調査では、第二部として「児童心理司による支援についてのアンケート調査」を行った。前回（第5回）の調査報告で、被害を受けた子どもたちのケアに関する課題（児童相談所の支援が被害児の安全確保のみにとどまっているのではないかという指摘）について触れられており、児童相談所のケアに関する支援の実態を調査することによって現在できていることと課題を抽出する必要性を感じたからである。但し先述のとおり、調査対象を令和4年度～6年度の3年間に受理したケースのみに限っているため、長期にわたって支援を継続している可能性のあるケースの実態に迫ることはできていないという課題がある。18ページの「引継ぎの有無」で引き継いだ20%のケースは、長期にわたる支援を行っているケースに相当する可能性はあるが、8割近いケースが3年以内の支援であることが分かる。

第二部（児童心理司による支援の実態調査）の概要をまとめると、以下のとおりである。

- 児童心理司がついていたケースは、全体の41%に相当。
- 児童相談所経験年数3年目以上の児童心理司で8割の事例を担当している。
- 担当する児童が「性器性交」「肛門性交」「口腔性交」など重篤な被害を受けている割合は25%であり、第一部実態調査の結果（21%）と比較すると、児童心理司が付いているケースの方で若干割合が高い。
- 担当する児童の9割が「女兒」で、年齢は「11歳～16歳」。
- 実施する心理アセスメントの手段は、「心理面接」が最も多く、次いで「行動観察」、「知能検査」で、「一時保護中」あるいは「在宅指導中」に実施している。
- 治療的なかかわりは、「継続面接」が最も多く、次いで「一般的な心理療法」、「トラウマに関する心理教育」、「リラクゼーションに関する心理教育である。
- 「一時保護中」に「トラウマに関する心理教育」や「一般的な心理療法」を「週に1回程度」で行うケースと「在宅支援中」あるいは「施設入所・里親委託中」に「継続面接」や「一般的な心理療法」を「月1回～2-3か月に1回程度」行うケースが多い。
- 子どもの見立てやトラウマインフォームドケア（TIC）の説明は「保護者」「所内」「関係機関」に対して行っている。
- 3～4割のケースについては、何らかの形で医療の見立てが必要。
- 「児童福祉司」「児童指導員（一時保護所職員）」「保健師」「施設職員」との連携が特に多く、その他多種多様な職種と連携している。
- 児童福祉司と分担しながら、半数のケースにおいてアドボケイトの役割も果たしている
- 子ども達の置かれている状況や環境によって特有の悩みがある。児童心理司は常に子どもの気持ちに寄り添い、悩みを受け止めている。
- 被害事実確認面接について、子ども達の6割が「緊張」しており、4割で「話すのがつらかった」、3割で「話せて良かった」、3割で「どちらともいえない・あてはまらない」
- 苦労した点は、「対応方法・知識や経験不足」、「保護者の対応」「子どもの希望と援助方針の違い」
- 性的虐待・性被害ケースならではの難しさは、「ケース自体の困難さ」「保護者や関係者、所内での困難さ」「児童心理司自身の困難さ」
- 工夫した点は、「（子どもとの）関係性の構築」「面接導入の工夫」
- 「必要な知識・サポート」は、「性的虐待ケースへの心理的な支援に関する知識」「担当者間のコミュニケーション」、「SVや課長からの助言やサポート」
- 認識していた子どもの症状は、「情緒的問題（PTSD様症状、うつ状態、解離様症状等）」、「身体症状（頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等）」、「不登校や登校渋り」
- 明らかな症状が見られなかったケースは2割、4割で改善、変化なしが3割、増悪は1割に満たない。
- 子どものポジティブな変化は、「自分の気持ちが言えるようになった・相談できるようになった」「自立に向かって頑張っている」「目標を語るようになった」「家族との関係改善」「保護者の変化」

詳細な結果は、各項目の記載を参考にされたい。特に、児童心理司が「性的虐待および性被害ケースを担当して感じたこと」に関する自由記載（37ページから）は、児童心理司自身

の言葉をそのまま掲載しているので、ぜひ読んでいただけたらと思う。児童心理司がどのようなことに悩みながら対応に当たっているのか、児童心理司本人の言葉にこそ伝わる力があると感じるからである。

著名な心理臨床家の霜山徳爾氏は、その著書¹⁵の中でギリシア悲劇を引用して、どうしようもない宿命のようなものに対して私たちが感じる「シュンパトス（共感、共苦）」について「—あわれ、あわれと言いたまえ、されどさいわいまさるよう—」治療に全力を傾けるのである、としている。児童心理司は、児童福祉司とは異なり、直接的に現実を動かす場面は限られている。それでも、子どもたちが「さいわいまさるよう」児童心理司にできることは何であろうか。

児童相談所で行われている治療的なかわりには、先述のとおり、継続的で安定した関係の提供である。一般的に性的虐待や性被害を受けた子どもにはトラウマ関連の対応が必要となることが知られているが、児童相談所ではまずは大人との信頼関係を築くこと、継続した面接の枠組みの中で安心して子どもが表現できること、受容されることを目指している。たとえば、子どもにどのような行動化や症状があろうと、この安定した関係を提供し続けられるのは、的確なアセスメントと理論や知識・経験に裏打ちされた児童心理司の専門性ゆえであろう。様々なプログラム等はこのようなベースとなる関係性があるからこそ生きるものであると考える。

今回の調査結果から分かるように、子ども達の悩みの筆頭には常に「家族に関すること」がある。担当の児童心理司が常に子どもの気持ちに寄り添い、その時その時の悩みを受け止め、子どもの思いを代弁し、様々な関係者に働きかけ、家族のあり様に小さな変化が起きること、そして子ども自身の成長を根気よく見守ろうとしていることが分かる。そして、子ども達は自身の成長（自分の気持ちが言えるようになった・相談できるようになった、自立に向かって頑張っている、目標を語るようになった等）をもって児童心理司の思いに答えている。

性的虐待や被害は極めてプライベートで独特な被害であるため、子どもを支える児童心理司自身の傷つきには最大限の配慮が必要である。何より児童心理司が自身の状態について理解している必要があり、それも1つの専門性といえるだろう。

児童心理司による支援の課題として、児童心理司自身が必要としている知識・サポートが「性的虐待ケースへの心理的な支援に関する知識」「担当者間のコミュニケーション」、「SV¹⁶や課長からの助言やサポート」の3点であることが明らかとなった。上記のような児童心理司自身の状態についての気づきを促すこともSVや上席の役割である。また、心理的な支援に関する知識の習得について、特にトラウマ関連の治療に関してどのような形で研鑽を積むと良いのか等、今後こども家庭庁から児童心理司スタートアップキットが提供されたところであるが、児童心理司の人材育成と研修体系についても当県として引き続き検討していく必要があるだろう。

（3）今後に向けて

第一部および第二部の結果と考察を踏まえて、現在性的虐待・性被害ケースの対応において今後の課題となる点を挙げたい。

15 「心理療法を学ぶ」2000 有斐閣

16 SV（スーパーバイザー）：児童相談所職員の指導・教育などを担当する役割の職員

① 三機関連携および被害事実確認面接（協同面接）における課題

前回（第5回）調査時に挙げた課題は、捜査機関の要請とケースワーク（加害親への接触や保護理由の説明）の関係、子どもの処罰感情と事件化の関係、プロトコル有資格者の面接技術の維持・向上の3点であった。令和7年6月に施行された改正児童福祉法で一時保護の司法審査が始まり、親権者の同意が無ければ7日以内に裁判所に一時保護状請求が行われるようになった。それに伴い、親権者に保護理由を明確に説明する必要性は一段と高まっているため、依然として捜査との関係での困難さは見られる。平成28年に三機関協同面接が始まってから9年が経過し連携は進んでいるが、現場に経験の少ない児童福祉司が増えることで児童相談所の考え方や立場について捜査機関に説明することが難しい場面も散見される。引き続き子どもの福祉という視点について他機関に発信し理解を求めながら対応していく必要がある。

プロトコル有資格者の面接技術の維持・向上について、当県では県域6児相の各所に有資格者を養成して増加する面接ニーズに対応している。有資格者の負担軽減と異動対策としては有効だが、一人ひとりの面接経験の蓄積という意味では経験回数が減ってしまうという課題がある。現在、所によってはプロトコル有資格者が核となり、26ページで述べたような「性的虐待対応チーム」を作って性的虐待対応のノウハウを蓄積し、ピアサポートを行っている。令和5年度からは6児相の「協同面接窓口職員」の連絡会議を行い、横のつながりを強化している。このような場を活用しながら互いに研鑽を積む必要がある。

② 家庭外での性被害についての対応

6ページや考察でも述べたように、家族外での性被害ケースが児童相談所につながるが増えている。当県児童相談所では、虐待ではないこのようなケースについて保護者から相談希望があれば「相談ケース」として受理をしている。被害児の心身のケアや保護者へのサポート等を行うが、あくまでも「相談」がベースであるため、被害事実確認面接（協同面接）へのかかわり方や守秘義務、個人情報取り扱いには注意が必要である。

③ 現場の多忙と人材育成・定着

43ページで一時保護期間の増加の理由として、職員の多忙や施設入所枠の問題、家族関係調整の困難さによりケースワークの進展に時間がかかっている可能性を指摘した。また、前回（第5回）の調査では、一時保護率や児童福祉司指導の増加、虐待者との分離が困難等、対応が難しいケースが増えている可能性が指摘されている。しかし、これらの背景に、経験の少ない職員の増加やSV（スーパーバイザー）の不足等、人材不足の課題があるのではないだろうか。児童相談所の現場では、欠員の多さや人材の流出が喫緊の課題である。ただでさえ性的虐待対応は、特に様々な機関との連携が必要であり、所全体のサポートが必要なことは前回の調査報告でも指摘しているところである。

④ 保護者支援の難しさ

本調査では、継続的に非加害親へのサポートの重要さは指摘されている。この課題が指摘され続けるのは、それが非常に困難なことだからであろう。増沢高氏は、子どもの虹情報研修センター紀要（2025）の序文で「支援を展開するためには、支援者への不信や恐怖等が排除された支援関係の構築が不可欠です。子どもや保護者の問題となる

行動だけを見た一方的な注意や指導は、関係構築の妨げになり、かえって逆効果でさえあるとの認識も広まりつつあります。子どもと保護者の話を傾聴し、家族や地域での暮らしやそれまでの歴史に思いを馳せ、必死に生きてきたことへの承認と畏敬の上で、問題となる症状や行動の背景を共感的に検討することが基本でしょう。」と述べている。「子どもを守れなかった」と目の前で泣き崩れる非加害親にどのような言葉を掛けたら良いのか、非加害親の驚きや哀しみに対面した時、あるいは何の問題も感じていないように見える非加害親を前にした時、児童相談所の職員として何ができるのか。難しくとも根気よく寄り添い、信頼関係を築くことから始めたい。

⑤ 子どもの所属機関との連携

性的虐待の対応は、子どもが被害を開示した所属での聞き取りから始まることが多い。子どもの所属は被害事実には驚き、子ども達から丁寧に聞き取りを行い、通告を行うが、その最初の聞き取り方や意図しない誘導的な質問が子ども達の記憶を汚染し、初期供述の汚染につながってしまうことがある。令和5年12月に施行された刑事訴訟法第321条の3新設により被害事実確認面接（協同面接）のDVD（録音録画された被害者供述の記録媒体）が一定の相当性が認められる場合に証拠として採用されることが可能となった。その要件の1つとして上記のような初期の供述汚染の可能性が無いことが重要である。前回の調査報告でも触れたように、子ども達が一日の多くの時間を過ごす保育所、幼稚園、学校などといった所属との連携は必須である。上記のような初期の聞き取り方法に関する啓発（特に性被害について聞きすぎないこと）や年齢に不相应な性的な言動等を早い段階で発見して相談を促すこと、子ども達に対する未然防止の取り組み、など様々なことが可能である。今までも行ってきたことであるが、今後も連携を依頼していきたい。

⑥ 児童相談所終結後の支援について

44 ページでも述べたように、第5回の調査報告のコラムで性的虐待・性被害を受けた子どもを長期にわたって支援、経過観察ができるシステムの構築が必要との意見を頂いている。施設措置・里親委託をしたケースではある程度の期間に渡って直接フォローすることが可能であるが、そうでない場合は難しい現状がある。児童相談所の支援が終結する際に、然るべき相談機関や支援機関、医療機関等に丁寧につなぐことを意識するしかない状況である。そういった意味でも、児童相談所の係属中に子どもや保護者に「相談して良かった」と感じてもらうことが重要だと考えている。

おわりに

神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課では、平成12年度から令和3年度までに性的虐待として受理した事例および子どもに何らかの性的な被害があった事例、計840件を対象として5回にわたり調査を行い、それぞれ「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書（第1回～第5回）」として報告してきました。

第6回となる本報告書では、令和4年度～令和6年度までに神奈川県児童相談所が受理した性的虐待事例および子どもに何らかの性的な被害があった事例計311件を対象として調査を行いました。

今回の調査では児童相談所の児童心理司による支援について取り上げています。被害を受けた子ども達へのケアとはどういうことなのか、児童相談所にできることは何か、現状の課題は何か、等を考えるきっかけになればと思います。そして、本報告書を通じて性的虐待の実態と児童相談所の支援の現状を知っていただき、子どもの周囲にいる大人が皆で子ども達を守ること、そして被害にあった子ども達を理解し共にサポートし続けることができたらと思います。

なお、調査にご協力いただいた児童相談所職員の皆様、特に忙しい中アンケートに協力して下さった児童心理司の皆様がこの場を借りて感謝申し上げます。子どもと家族を支える皆様の地道な頑張りが広く伝わりますよう、願ってやみません。今後も一緒に頑張れたらと思っています。

神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課

中野 美智子
本郷 大介
(調査主任) 折谷 妙子
田中 千晴
宮田 芽衣
頼住 順子
小宮 優
田村 友志
高橋 悠里